

## 1. 開 会

事務局 ただいまから「(仮称)三番瀬再生会議」準備会を開催いたします。

本日の「(仮称)三番瀬再生会議」準備会ですが、前回の意見を踏まえまして、「(仮称)三番瀬再生会議」の役割、設置要綱素案について説明させていただき、皆様方からのご意見を伺いたいと考えております。

それでは、出席者の紹介をさせていただきます。「次第」の裏面に「準備会参加依頼者」という名簿がございますが、その順番に紹介させていただきます。

まず、大西様でございます。

次に、蓮尾様でございます。

倉阪様でございますけれども、遅れるという連絡が入っております。

次に、清野様でございます。

細川様でございます。

望月様でございます。

歌代様でございます。

本木様でございます。

松岡様でございます。

米谷様でございます。

後藤様でございます。

大野様でございます。

竹川様からは、ちょっと遅れるという連絡が入っております。

佐野様でございます

佐藤様でございます。

## 2. 議 事

### (1)(仮称)三番瀬再生会議について

事務局 それでは、早速ですが、議題に移らせていただきます。

旧円卓会議の副会長でございました大西様に議長役をお願いしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

大西議長 それでは、前回に引き続いて司会役を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

これは、1回ごとに独立した会議ということになっているのですか。一応第2回なのかな。メンバーは確定していないで、参加依頼者に参加をお願いして、出席できる方が出席して会が成り立っているということで、前回、8月の終わりに1回目の会合を開きまして、きょうは2回目ということでもあります。

当初は、この準備会で何をやるかということについていろいろな意見があったわけです。その経緯を、私なりに理解しているものを説明して、前回お出になった方で、ちょっと違うということがあればご発言いただきたいと思います。きょう初めての方もおられるの

で、その点を整理しておきたいと思います。

結論的には、この準備会は、「(仮称)三番瀬再生会議」をつくるための準備をするということに徹すべきだというのが結論です。最後、私はそういうふうにとまとめました。したがって、きょうの議題はそこに絞って、具体的には、「(仮称)三番瀬再生会議」をつくるために設置要綱が必要になりますが、それをつくるということ、つまりどういう会議をつくるのかということを決めることになります。その議論に絞る。きょうも、そのための背景の資料とかそういうものを出していただいている、そこに絞るということでもあります。

ただ、後で出てきますが、三番瀬全体のいろいろな事業がこれから進んでいきますが、その再生会議という会議の中にそれを評価する仕組みが要るだろうということで、評価委員会、感じとしては前の円卓会議のときの専門家委員会に近いものかもしれませんが、そういう評価委員会をつくらうということになっていまして、それについてもあわせてイメージをある程度整理しておこうということです。

前回いろいろな議論があったのは、「(仮称)三番瀬再生会議」というのはある意味で中間的な過渡的な段階で、最終的には条例を我々は提案しておりますので、条例ができたなら、その条例のもとで円卓会議をつくるというのが本来のあり方だろう。条例要綱案の中に、どんな組織にする、どんな目的なのかということ述べているわけです。

ただ、条例が、これは議会で決めるという手続が要りますので、今すぐにできる状況にないという事情が県のほうから説明されて、したがって、条例ができて、条例のもとで円卓会議をつくるということになると少し時間がかかる。この再生会議の役割の中には、県がつくる再生計画を承認する、あるいはそれに基づく再生事業について報告を受けるといったような役割が条例のもとでもあったわけで、その役割は誰かがやっていたらいけないのではないかと、県知事の諮問機関として再生会議というのを当面つくって、それからその次の条例のもとでの再生会議にうまくバトンタッチしていくということ考えたほうがいいのかと、そういうふうになったのです。

その前の準備会というのがこれですから、それをまた長くやっていると、これがまずあって、その先に設置要綱による再生会議があって、さらに条例があるということで、非常に混乱してくるので、準備会という役割に徹して、「(仮称)三番瀬再生会議」をつくることに徹しましょう。その再生会議をつくったら、それが、条例ができる間、役割を果たす。その内容は、限りなく条例による円卓会議と同じもので、実質的に条例による会議の機能を果たす。そういう仕組みにしてはどうかというのが前回の合意だった。したがって、きょう出てくる設置要綱の県のほうの案も、条例に書かれていることに即してつくられたものだということに私は理解しています。

そんなところが、きょうの会議に至った、あるいはきょうの会議の目的ですが、前回出た方で、今の説明でちょっと気になるということがありましたら、ご発言いただきたいと思います。

大体そういう整理でよろしいでしょうか、前回については。

佐野さん、いいですか。

佐野 一つだけ。例の先発事業というのがありましたね。それはどうも、前回の準備会で、とりあえず進めさせていただきたいというような意向が千葉県側にはあったように思いますが、それについても再生会議ができてからという形になったのではないかと、

そのこともあわせて確認をしておければと思います。

大西議長 先発会議については、少し複雑なところがあると思います。というのは、調査で、予算の関係もあって、すぐにスタートしなければいけないものもあって、そのすべてを一定の手続があるまで待たなければいけないのかという問題があって、後で出てきますけれども、事業をやることについて、例えば再生会議が承認を与えるという仕組みにはなっていないくて、報告を受けるということになっているのです。これは、ある程度事業に入った段階で行政が機動性を持つことは必要だということです。大枠は計画がありますから、そのもとで一定の機動性を持ってやる必要があるということです。前回の円卓会議のような小委員会をたくさんつくってそこですべて議論してということではなくて、むしろ一定の方向が与えられているので、それに基づいて行政で進めていくことが必要だという意見もあって、要綱もそうなっていると思うのです。

しかし、今の点については内容のところでも1回出てくると思いますので、そこで議論させていただきたいと思います。

きょうの会議の位置づけについてはそういうことでよろしいでしょうか。

それでは、そのもとで再生会議をどういうものとしてつくっていくのかということに絞って、きょうは議論させていただきたいと思います。

県のほうで資料を準備していただいていますので、その説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

いま大西議長から整理をしていただきましたものと重複しますが、本日は、旧円卓会議の流れを受け、「(仮称)三番瀬再生会議」の準備会でございます。この場において「(仮称)三番瀬再生会議」についての説明を申し上げ、今後「(仮称)三番瀬再生会議」に向けてこれを立ち上げていこうという流れになっております。

2ページの資料No. - 2をお開きいただきたいと思います。

「(仮称)三番瀬再生会議」の役割について整理させていただきました。

「経過」の部分でも、先ほどの大西議長さんのお話とちょっと重複しますが、8月31日に開催した第1回「(仮称)三番瀬再生会議」準備会においては、先発事業を含めた県再生計画の作成に重点を置いた計画策定についての資料の作成と説明を行いました。

しかしながら、今お話がございましたように、準備会での確認として、準備会は、「(仮称)三番瀬再生会議」の設立に関する事項に限定して議論するべきで、計画や事業の内容に関する責任ある役割は果たせないとの確認をされたところでございます。

今回は、「(仮称)三番瀬再生会議」に重点を置きまして、その役割をこれから説明させていただきます。

まず三番瀬の再生についての考え方ですが、

知事は、三番瀬の再生について、マネジメントサイクルの考え方に従い事業を進める必要があると考え、「(仮称)三番瀬再生会議」との関わり方を次のように整理した。

(仮称)三番瀬再生会議の役割としては、次に説明する4段階、それぞれのステップにかかわり、三番瀬の再生を住民参加のもとに進めることである。

というふうに整理させていただきました。

「2 関わり方の整理」の「(1)再生計画(基本計画)の策定」です。

・(仮称)三番瀬再生会議」は、知事からの再生計画(基本計画)の諮問を受け、知事

に答申を行う。

- ・知事は、答申を受け、その結果を広く県民の意見を募集した上で、再生計画（基本計画）を策定する。

という手順を踏ませていただきます。

「（２）再生計画（事業計画）の策定・実施」の部分ですが、ここに４段階整理させていただきます。

第１段階ですが、再生計画（事業計画）の策定（Plan）の段階で、

- ・（仮称）三番瀬再生会議は、知事から事前に再生計画（事業計画）について説明を受け、知事に対し意見を言う。
- ・知事は、（仮称）三番瀬再生会議の意見を受け、広く県民の意見を募集した上で再生計画（事業計画）を策定する。
- ・（仮称）三番瀬再生会議は、知事から「個別の再生事業の検討委員会」を設置するための基本原則案（委員の基本構成、検討委員会の運営方法、検討結果の報告方法）について説明を受け、知事に対して意見を言う。
- ・知事は、（仮称）三番瀬再生会議の意見を受け、「個別の再生事業の検討委員会」を設置するための基本原則を定める。
- ・知事は、事業計画を策定するに当たり、必要に応じ、基本原則に則り「個別の再生事業の検討委員会」を設置することができる。

これがプランニングの段階です。

第２段階の再生事業の実施（Do）の段階です。

- ・（仮称）三番瀬再生会議は、知事から、事前に再生事業について説明を受け、知事に対し意見を言う。
- ・知事は、（仮称）三番瀬再生会議の意見を受け、再生事業を実施する。

第３段階は評価（Check）です。

- ・（仮称）三番瀬再生会議は、知事から三番瀬の自然環境の継続的なモニタリング及び必要に応じて実施する再生事業による影響のモニタリング結果について報告を受ける。
- ・（仮称）三番瀬再生会議は、専門家により構成される「評価委員会」を設置し、「評価委員会」に対しモニタリング結果の評価を指示する。
- ・「評価委員会」は、三番瀬の自然環境が改善に向かっているかどうか、また再生事業が三番瀬の自然環境に影響がないかどうか評価し、（仮称）三番瀬再生会議に報告する。
- ・（仮称）三番瀬再生会議は、「評価委員会」から報告を受け、知事に必要な措置を講ずることを含め報告をする。

第４段階として、対策の検討（Action）です。

- ・知事は、（仮称）三番瀬再生会議からの報告を受け、再生事業の終了、継続、見直し、中止を決定するなどし、再生事業を進める。また、知事は再生事業の如何を問わず、三番瀬の自然環境が悪化することが懸念される場合には、（仮称）三番瀬再生会議と協議して、対策を講じる。

以上、第１段階の Plan、第２段階の Do、第３段階の Check、第４段階の Action、こ

の頭文字を取りまして「P D C Aサイクル」と呼んでおりますが、このマネジメントサイクルの考え方に基づき三番瀬の再生を進めてまいりたいと考えております。

引き続きまして、今回用意させていただきました「(仮称)三番瀬再生会議」の設置要綱の素案について説明させていただきます。

4ページの資料No. - 3をご覧くださいと思います。

(目的)

第1条 三番瀬の再生、保全及び利用についての知事の諮問機関として、知事が策定する再生計画及びそれに基づき実施する再生事業に対する意見を述べるとともに、三番瀬の再生を住民参加のもとに進めることを目的として、「三番瀬再生会議」を設置する。

(所掌事務)

第2条 三番瀬再生会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 県が策定する千葉県三番瀬再生計画について、知事の諮問に応じ答申を行うこと。
- (2) 三番瀬の再生、保全及び利用に係る重要事項について、知事の事前説明に対し意見を述べること。
- (3) 実施事業等の報告を受けること。
- (4) 三番瀬の自然環境及び再生事業について評価すること。
- (5) 必要があると認めるときは、三番瀬の再生、保全及び利用に関して、知事に意見を述べること。
- (6) その他会長が必要と認めた事項。

(委員)

第3条 三番瀬再生会議の委員は次に掲げるものとし、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元住民
- (3) 公募による者
- (4) 漁業関係者
- (5) 環境保護団体関係者
- (6) 地元の経済界・産業界関係者
- (7) 行政関係者
- (8) その他

従前の円卓会議ではオブザーバーとして参加していただいていた国、地元市に、行政関係者ということで参加していただいたらどうかということで、(7)ということで今回ここに提案させていただいております。

また、地元市といたしましては、これまでですと市川市、船橋市、浦安市に参加していただいたわけですが、再生制度小委員会でも一時検討していただきましたように、習志野市も、一部三番瀬に接する部分がございますので、その辺の取り扱いについてもご議論いただければと思っております。

2 委員の任期は、2年とする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 三番瀬再生会議に、会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の中から知事が指名する。

3 副会長は会長の指名により定める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長は、三番瀬再生会議の会務を総理し、三番瀬再生会議を代表する。

(会議)

第5条 三番瀬再生会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる

3 三番瀬再生会議の結論は、委員の合意に基づき会長が判断する。

(評価委員会の設置)

第6条 三番瀬再生会議に「評価委員会」を置く。

2 評価委員会は、三番瀬再生会議の指示に基づき、三番瀬の自然環境及び再生事業についての評価等を行う。

(事務局)

第7条 事務局は、三番瀬再生会議及び評価委員会の運営に必要な事務を行う。

2 この要綱に定めるもののほか、三番瀬再生会議の運営に関し必要な事項は会長が三番瀬再生会議に諮って定める。

3 三番瀬再生会議の事務局は、総合企画部企画調整課に置く。

附則として、施行日を入れたいと思っております。

続きまして、資料 No. - 4、6 ページですが、評価委員会について説明させていただきます。

1 目的

三番瀬の再生を進める上で、再生計画に基づく再生事業と再生事業の実施に伴う影響を含めた三番瀬の自然環境への影響を評価するため、(仮称)三番瀬再生会議の下部組織として専門家による評価委員会を設置したいと考えております。

2 構成

委員会の構成は10名程度とし、構成分野は次のとおりとする。

また、必要に応じて、そのほかの専門分野の学識経験者についても参加を求めることができる。

(1) 海域環境

(2) 鳥類

(3) 環境アセスメント

(4) 水環境

(5) 底生生物

(6) 水生生物

(7) 海岸工学

(8) 漁業

( 9 ) その他  
となっております。

前の円卓会議の専門家会議としては都市計画についても参加していただいておりますので、ここでは抜けておりますが、都市計画についても含めて考えていただければと思っております。

それから、漁業についても三番瀬の再生の中の大きな柱になっておりますので、漁業という分野が専門の分野としてあるかどうか、これは漁業に造詣が深い方に参加していただくということになるかと思いますが、新たに漁業という分野の委員構成を考えさせていただきました。

### 3 役割

三番瀬の再生を進めるに当たり、( 仮称 ) 三番瀬再生会議からの指示により、次のような役割を担うものである。

- ( 1 ) 三番瀬全体の自然環境のモニタリング結果に基づく影響の評価
- ( 2 ) 再生事業の実施に伴う周辺環境のモニタリング結果に基づく影響の評価
- ( 3 ) 影響評価に基づく再生事業の継続の適否について( 仮称 ) 三番瀬再生会議への報告
- ( 4 ) その他、再生事業についての専門的な分野における助言

### 4 会議の開催方法

- ( 1 ) 公開による会議の開催
- ( 2 ) 徹底した情報公開
  - ア 会議の開催情報、会議資料及び会議録について、インターネットを活用した情報公開
  - イ 会議参加者にも委員と同じ会議資料の配付
  - ウ 会議の開催状況について、インターネットを活用した映像配信についての検討。  
これまで意見としていただいていたものです。
- ( 3 ) 会議参加者に対する発言機会の付与  
ということです。これは今までの会議の開催方法を踏襲しております。

以上、三番瀬再生会議の設置要綱、評価委員会についての素案の説明を終わらせていただきます。

大西議長 背景、考え方のペーパーが No. - 1 と No. - 2、No. - 3 が設置要綱( 案 )、No. - 4 が評価委員会、四つの資料があります。形に残るのは No. - 3 と No. - 4 ということになりますが、これについてご意見をいただきたいと思っております。

本木 本論に入る前にちょっと確認をしておきたいのですが、本件についての経過は、少なくとも関係 3 市についての説明は行政当局としてどの辺までされておられるのか。その辺の確認。それから、こういった方向性について、3 市は十分理解をし、了解をしているかどうか。こここのところをまず確認しておきたいと思っております。

大西議長 前回の準備会とか、あるいは準備会を開くことについて、3 市に話をしているか、そういうことですか。

本木 実は、この前送付していただきました 23 ~ 25 における質疑応答、そこの何番目かに、地元 3 市には説明する内容を説明してあるのかという質問がどこからか出ていて、「説明

済みである」という回答がここに載っているのです。その後のきょうまでの経過について、それも含めてお尋ねしました。

事務局 8月31日に会議開催した後、今回、再度この会議を開催させていただきたいということで、3市に集まっていたいただきまして、もちろん私どもが出向いたわけですが、今回の会議の開催について説明しております。

本木 十分理解をしていただいているということで議論を進めさせていただいてよろしゅうございますね。

大西議長 何かそうでないような事情がおりますか、本木さんのほうに。

本木 これからのこの再生会議を、先ほど座長が、条例による再生会議の機能を持たせたものというふうに位置づけて進めると集約をしておられますので、その辺については大事なとかなという気がいたしました。

ただ、これは、設置要綱を議論する中で、関係市、今ご説明あったように習志野市も含めてこの委員の中に入れるというふうに説明がありましたので、そちらで議論してもよろしいとは思いますが、これまではまだ細かくは説明してないということであれば、それで結構だと思います。きょうまでの経過です。

大西議長 例えば設置要綱を見せて、こういう会議ができれば参加してくれるかどうかというような打診はされているのでしょうか。

事務局 今の点につきまして。

設置要綱の素案、4ページですが、そこで委員として7番目に行政関係者を加えた。特にこの辺のところは心配されているところではないかと思いますが、全般については、先ほど説明しましたように、前回の会議の状況については十分説明をしました。

今回、「行政関係者を加える」ということにつきましては、県としてそういう考え方を持っているの、その辺のことを伝えた段階でとどまっております。したがって、この要綱で結構ですという了解を得るところまでにはまだ至っておりません。

大西議長 よろしいですか。

本木 事前に送っていただいておりますので、それに目を通してきた中で質問をさせていただきたいと思うのですが、これは全部おしなべてよろしいのですか、それとも資料 No. - 2に限定するとか、どうしたらよろしいですか。

大西議長 一番重要なのは3になると思います、形に残るといのは、2は考え方ですから。ですから、できれば3と4に関連させて、それに関連するところで2に言及していただければと思います。

本木 わかりました。それでは質問をさせていただきます。

まず、このマネジメントサイクルの考え方は了解できるのですが、質問したい1点目は、再生計画（基本計画）と再生計画（事業計画）を別の扱いのような書き方をしておられますが、例えば、基本計画については「諮問・答申」という表現をしています。事業計画のほうは、「説明・意見」という説明がされているのですが、その辺の考え方の違いをまずお尋ねしておきたいのですが。

大西議長 県の出番が増えそうですが、どんどん答えてください。

事務局 これは条例要綱案をおつくりいただきました際の考え方に沿った形で、基本計画と事業計画それぞれの扱いを変えております。基本計画については、先ほどもお話ししました



ように、後継の条例に基づく円卓会議に諮問・答申、要するに諮問機関として諮問・答申をするというまとめをしていただいておりますので、そのように整理をさせていただいております。

事業計画につきましては、事前の説明を受け、それに対する意見をいただくということになっておりましたので、そのような整理をさせていただいているわけです。条例要綱案に沿った形でのまとめということでございます。

大西議長　いま条例要綱案をお持ちでない方もいらっしゃると思いますが、その中で、この条例の用語では「再生・保全・利用計画」と長いのですが、再生計画をどうやって決めるのかということがあって、そこでは、諮問して答申する、新しい円卓会議の意見を聞くというのが条例の文章ですが、その「意見を聞く」という意味は、知事が諮問をして答申を受ける手続だと。

それに対して、その再生計画に基づく事業を実施するにあたってはという、そういう別な条文になりますが、そこでは、円卓会議への事前説明を行うとともに、幾つかの事項について配慮するということになっていて、例えばきょうの関係すると、「専門家による監視及び調査の実施」というようなことも配慮事項に入っているということです。

私も、この条例案をつくるときにその委員会におりました。なぜ使い分けてあるかという、諮問・答申というのは結構大変で、再生会議で一つ一つ内容について議論をしなければいけないわけです。すべての事業についてそれをやっていくということは、円卓会議が小委員会をたくさんつくって、小委員会で決まったことをさらに円卓会議の本会議で議論するというような、2年間でやってきたことを一つ一つの事業についてやるということになると思うのです。

それで全体の判断としては、再生計画という大きな方向が決まるので、そのもとで行う事業についてはもう少し行政主導でやっていくことが必要ではないか。したがって、それについてはどういう事業をやるのかという事前説明とか、あるいはそういった事業をやることによって三番瀬の環境が悪化しないためのチェックとか、再生会議というのはそういう役割を果たすべきではないかということで、役割を分けたというのが経緯であります。

それを受けて、今回のそういう案になっているということです。

本木　わかりました。条例案を検討するときにそういう分け方の部分は議論されなかったような気がしたものですから、ちょっとここでわかりにくいという気がいたしました。基本計画についてしっかりと議論をして諮問をしておけば、事業計画については具体的には意見を述べる程度でよろしいと、こういうふうに理解したいと思います。そういう考え方だというふうに理解します。

大西議長　事業計画については議論しないことになってはいますがけれども、県の準備段階の話を聞くと、それぞれの事業について事業の内容について検討してもらうような専門家の委員会をつくって、さっきの事業計画の進め方のところで、これもできるだけ参加の仕組みとか何かを入れていって、透明性を確保しながら事業の内容を検討したいという意向はあるようです。それは次の段階になるので、きょうの再生会議の設置の議論では直接は議論しないということにしています。

ほかにご意見ありますか。

竹川　「関わり方の整理」の各項目にも関連してくる問題ですが、全体として、再生会議その

ものが、基本計画の場合はかなり能動的にじっくりと策定作業をするということなのですが、実際の流れとして、事業計画の策定・実施・チェックの段階で、会議の主體的な能動的な働きというのでしょうか、機能というのでしょうか、それがなかなか見えてこないという感じがするわけです。

きょうのいろいろな案につきましても、かなり県のほうで詰められてきているわけですが、そういった傾向は全体にあるわけですが、行政の取り組み方の方向性というものを全体として決めていくというのですか、そういった中で、今回の場合は、前回の円卓会議と違ひまして、知事の基本的な考え方が相当のウエートを持ってくるのではないかと。

そういうことで、この経過の中では、マネジメントサイクルの考え方、これは知事の考え方だとありますけれども、基本的に計画段階、実施段階について一番重要な点は、再生事業を総合的にバランスの取れた事業としてどのような手順で具体化するかという点ではないかと思うのです。

そういう点で、知事も「宝」というふうに評価されたわけですが、そういった面では、予算という問題、シーズン、危険対応という問題、現況の評価、この間細川さんがおっしゃった市民政策提案型という問題、それから、ここにもアセスメントのことがありますけれども、事業の進行に基づいてモニタリングという形での問題は出ているわけですが、事前のアセスメントというのですか、そういった段階も経た順応的な管理の問題とか、そういう全体の問題に円卓の計画案をフォローする側面といいますか、そういう要素が非常に希薄ではないか。だから、具体的な実施計画の個々について一つ一つここでチェックすることはできませんけれども、そういった形での整理というのでしょうか。

具体的な基本計画の策定の場合で言いますと、先ほど佐野さんからご指摘があった再生事業と個別事業、これらも総合的に両にらみできちっとした基本計画というものをつくる必要があるのではないかと。「個別事業」とありますが、前は「先発事業」とありましたけれども、そういった意味で若干配慮があったのかと思いますが。特に、計画案の中で、141 ページと 156 ページに、事業実施前の環境アセスメント、事前のアセスメントというのをかなりくどいように書いてありますが、この基本計画を策定する場合もやはりそういう手順を踏む必要があるのではないかと。基本計画に関連した問題として。

大西議長 ポイントがわかりにくいのですが、設置要綱でいくと、どの点をどういうふうに直せということになりますか。

竹川 言ってみれば、この再生会議設置要綱の目的でしょうか。いわゆる条例を踏まえれば、条例でうたいあげられた目的とか理念とか基本の原則というのはきちんとされておりますが、それを受けるのであれば、この辺は、その条例の目的とか理念、基本原則を踏まえた表現がもう少し入ってもいいのではないかと思います。

大西議長 第1条ですね。

竹川 そうです。

後藤 再生会議設置要綱に限れば、第2条の(3)「実施事業等の報告を受けること」と書いてありますが、いま竹川さんから指摘がありましたが、事前の調査も含めて、それから全体の計画の中で長期、中期、短期という位置づけがあって、その中に事業計画というのが全体として入ってくると思うのです。そういう位置づけがきちっとできないと、長期の目標に対して、もちろん緊急対策で必ずしも長期の「再生の概念」のようなところと一致

しないことは出てくると思うのですが、その事業が三番瀬の再生計画の中で出された精神ときちっと合っているかということは、再生会議のほうできちっと議論しないといけないのではないかと思いますので、3条は、実施事項等の報告だけではなくて、もうちょっと積極的な意味、事前調査も含めてその事業が再生計画にとって一致しているかどうかということも議論する場にならないといけないのではないかと思います。

大西議長　ただ、「実施事業は再生計画に基づく」という大前提がありますよね。

後藤　それが大前提ですが、結局それはどこでチェックするかというと、三番瀬再生会議の中できちっと位置づけがなされないといけないのではないかと思います。

大西議長　当たり前なことだけれども、当たり前のことが守られない可能性があるのと、そういうことですね。

後藤　そういうことです。だから、硬く言いましたが、長期の目標に対してきちっと合っているのかどうか、そういう評価をきちっとやらなければいけないのではないかと思います。

もちろん緊急対策が別個の場合にありますので、それも十分議論してということです。

佐野　お二方から続けて同じような指摘があったので、僕もそこはすごく大事なポイントだと思うのでお話ししておきたいと思うのですが、資料3、4ページの第2条(3)、「実施事業等の報告を受けること」というふうにあるわけですが、先ほど後藤さんが言われたように、事前のアセスをやって、その結果を受け、その報告も受けて実施事業に入り、さらに実施事業等の報告を受けるといような手続がやはり必要ではないかと思います。

したがって、2ページ、資料 No. - 2の「再生会議の役割について」の「2 関わり方の整理」の「(2) 再生計画(事業計画)の策定・実施」の第2段階、一番下、「・知事は(仮称)三番瀬再生会議の意見を受け、再生事業を実施する」とありますが、その前に「事前の生物・環境等に関するアセスの調査を行う」ということを入れるべきだと思いますし、事後のモニタリング調査も必ず実施するというようなことが必要かと思っています。

3ページの第3段階の評価(Check)のところ、1行目から2行目に「モニタリング及び必要に応じて実施する再生事業による影響のモニタリング結果について報告」、モニタリング調査をやるのだから、その結果の報告を受けるとい形になるので、やはり第2段階で「モニタリングの調査あるいは事前のアセスをやる」ということはきちっと明記すべきかと思っています。

大西議長　第2条の3項を中心とした意見が出ていますが、ほかにこれに関連してご意見ありましたらお願いします。

事業の内容についてはきょうは入らないのですが、事業についてどういうふうに再生会議がかかわるのかということは設置要綱にあらわれるわけで、そこについてのご意見を伺いたいと思います。

清野　もうちょっとダイナミックに、かつ楽しく会議を運営していく必要があるのではないかと思います。

その中で、例えば環境アセスメントの話とか、市民政策提案型というお話があったと思うのですが、そもそもそういうことをするためのベースづくりとか、認識の共有とか、興味を持っていただくとか、そういった勉強会とか、現地踏査をするとか、海に行くのはなかなか条件が厳しければ背後地のいろいろなところを見学に行くとか、委員の人たちの基本的な認識をレベルアップしたり、共有したり、それを、ちょうど会議を傍聴してくださ

る方がいるように、もうちょっと広くいろいろな方が参加できるようにして、というような枠組みがつかれないかなというふうに思います。

例えば、基本計画の策定に諮問を受けて答申をするとしても、諮問を受けて判断するための何らかの活動というのがやはり必要だと思います。その際に、例えば必要に応じ勉強会や現地踏査、あるいはセミナーなどを行うとか、そういった、絶対条件でなかったとしても、きちんとした諮問と答申のプロセスを踏むための認識づくりの枠組みをどこかに入れていただけたらと思います。

今までの再生会議の欠点は、多分、こういう会議室で資料を見ながら海の話とか街の話をするというのがあって、現場で見えていただければ「あっ、そうだったのか」ということもなかなか共有できないという悩みが、専門家としてはありました。

ですから、そういったダイナミズムをつくることもやはり一つ求心力だと思いますから、枠組みとしては勉強会、現地踏査、セミナーということでご提案したいと思います。

米谷 清野さんの意見に賛成です。円卓会議の2年間で一番興味深かったのは、水質調査船とか現場の見学会、視察会、それから体験。実際、漁協の方も入られてないのですけども、イメージワーキングでノリの養殖の見学に行ったときは、一般の方も大勢来られていて、非常に興味深かったものですから、あそこでもう少し皆が知識を共有して話し合えば、若い人からでも漁協を引っ張ってこられるきっかけができたのではないかと思います。あと下水道処理場も行きましたし、いろいろなところへ行けば、例えば東京湾だと羽田沖が一番汚れていて、その次は川崎沖、浦安沖という順、水の色を見れば明らかだとか、そういう場で実際に議論を行えば……。今回事業で出ている港のことにしても、先発事業で出ていることも、その場に行ってみればもっと議論が進むのではないかと思います。

大西議長 今の点はちょっとまた角度の違う議論ですが、お二人からの発言です。これはご異論ないと思います。今までも、円卓会議でも、十分かどうかは別にして、現地に行ったりしていますので、当然、例えば諮問・答申と書いてあっても、答申するにあたってはいろいろなことが必要だということの中におそらくそういうことが含まれると思いますが、明示的にどう書くかということだと思います。

そのお考えについては異論ないのではないかと思いますけれども。

佐野 前回の準備会でも僕は同じようなことを意見として述べたと思うのですが、全く異論はないのですが、一つ重要だと思うのは、今度立ち上がる再生会議のできるだけ早い段階でそれを何度か重ねてやる必要があるのではないかと私は思っています。現地でみんなと同じものを見る。同じものを見ていろいろ感じるということです。

もう一つは、新しく設置された会議には新しいメンバーが当然入ってくると思います。その方たちと共通の地盤を持つ必要があって、そのためには、今までの経過、あるいは海を再生する他地域での事例、あるいは諸外国での事例、そんなものを共通の土俵として勉強して再生会議を進めていくという段取りが必要だと思いますので、ぜひ清野さんの意見は何らかの形で盛り込んでいただきたい。

大西議長 例えば今のようなことは、第1条(目的)は趣旨が書いてあるのですが、目的とはちょっと違うのだけれども、こういうところに書き込むというのはどうですかね。必ずやらなければいけないというような感じでどこかに書いてしまうと、会議をやる前にどこかへ行かなければいけないという義務が生じてしまっても窮屈ですよ。必要に応じてとい

うことだろうから、むしろ精神が大事だと思います。よく三番瀬を知った人たちが議論する。その知り方はいろいろなやり方があると思いますけれども、そういう機会を会議としてもつくっていくという、そういう趣旨だと思うのです。やや定型的な文章になっていますが、今の清野さんや米谷さんが言われたようなニュアンスを「(目的)」に入れるということではどうでしょう。会議の総意でやれることだとは思いますが、書かれてなくても当然やるべきこと、場合によってやるべきことだと思いますけれども、さらに強調する、忘れないようにするためには、例えば「(目的)」の中に入れておくというのも一つだと思います。

それからもう一つ、さっき出たアセスメント等、これは2条の3項に関連することで、3人ぐらいの方からご発言があった。あるいは本木さんのご発言もそれに関連していると思いますが、再生計画案の中で事業について触れているところがあって、お持ちの方がおられたら156ページ「3章 課題」というところですが、そこに「環境アセスメントとモニタリングの実施」というのがあって、「再生計画にしたいが事業を進めるにあたっては、事業が環境に与える影響について、実施前に十分に調査、予測、評価し(これはアセスメントですね)、市民参加のもとで、環境影響の少ない事業計画としていくことが必要です」ということが明記されている。確かに、きょうのペーパーの中には、今の文章に当たるものがないと言えないですね。今読み上げたのは我々が作った計画案で、これから県が計画をつくるわけですが、まさかそのところが落ちるとは思えないので、今のよう表現を入れるということではよろしいですか。

本木 三番瀬再生会議設置要綱に入れるかどうかという議論であれば、その次に出されている評価委員会の素案がありますが、当然この評価委員会は再生会議の下部機関と位置づけているわけですから、その中でその機能が果たせないかどうかという気がするのですが、そういうことまでこの設置要綱の中に入れる必要があるかどうか、若干疑問が残ります。

それからもう一つ、その前にいろいろな学習会等を積み重ねてという部分、これも私は賛成です。賛成ですけれども、そこまでこの設置要綱の中に入れる必要があるかどうか。やはりこれは運用の問題ではないかという気がいたします。

大西議長 いま本木さんが発言されましたけれども、私がさっき申し上げたのは、資料 No. - 2の中に、これも県の指針として文章として残るでしょうから、そこに入れるということなのです。

アセスを具体的に誰がやるのかということについては、事業をやる当事者がやるのが一番よくわかるので、例えばそこに設けられた委員会の中でそういう機能を果たすということは十分考えられると思うのです。そうすると、それについては、再生会議は報告を受けるということになると思うのです。

それから、評価委員会については、ここで書かれている趣旨は、評価委員会というのは、個別の事業がそれぞれそれなりのチェックをしながら進んでいっても、全体として三番瀬の環境が悪くなってしまうとか、あるいは効果がないとか、そういうことがあり得るので、したがって三番瀬の再生という根本目的のいわば高みに立って個別の事業について評価するという姿勢が必要なのではないか。そういう趣旨で書かれているので、評価委員会が個別の事業のアセスをやるという機能ではないように思うのです、今ここで書かれている趣旨は、むしろそれは、個別事業の中にできる委員会なり、あるいは事業そのものがやって

報告するということを想定しているのだと思います。

本木 先ほど座長は、設置要綱の中の何条をどういうふうに変えるのかというお話でございましたので、そこへ焦点を絞ってお話をしたいと思ったのです。もし資料 No. - 2 についても当然これは文書として残るということであれば、ここについても私は意見を申し述べたい部分があります。

例えば、第3段階の下のほうの2行ですが、「三番瀬再生会議は、『評価委員会』から報告を受け、知事に必要な措置を講ずることを含め報告する」とありますが、この「再生会議は……報告する」というのは条項の中にはないのです。意見を述べるということになっている。単なる報告ということと、意見を述べるということは、私は違うような気がするのです。だったら、ここの部分についてはちゃんと「意見を述べる」という条文どおりの表現にしていくべきではないかと思います。

もう一つ、その前のページに戻りますが、第1段階の中ほどですが、「『個別の再生事業の検討委員会』を設置するための基本原則案について説明を受け、知事に対して意見を言う」とありますが、「検討委員会を設置するための基本原則」というのはどういうことなのか。これは、委員の構成とか、運営方法とか、報告の仕方とかということではなくて、むしろ、その性格とか、機能とか、目的とか、検討事項とか、そういうものが基本原則ではないかなという気がするのですが、その辺はいかがでしょうか。私はむしろ、基本原則案といま話が出ていることをこの資料 No. - 2 の中に盛り込むとすれば、この辺にはっきりと盛り込んでおくべきものなのかなと、こんな気がいたしますが、いかがでしょうか。

大西議長 今までのところを整理して、これは県が最終的につくる文書で、私が返答していてもしようがないと言えばしようがないので、確認したいと思いますが、まず、アセスにわたるところです。佐野さんの意見にその前のお二人の意見が集約されていると考えれば、第2条の3の実施事業については事前のアセスが要る。さっき私が読み上げたように、計画案についてはそれは述べられていて、これをどこかに明示しておくべきではないかということです。この点についてはいかがでしょうか。

事務局 基本的には、事業計画を策定する段階でアセスが必要になるかと思えます。今回、ここにはそこまで書き込んでおりませんが、具体的な個別の再生事業をどのように進めていくかという段階でそういったところを細かく説明しようかと思っておりましたので、今回はその辺を省略させていただいております。

大西議長 一応、理屈上は、「事業計画について説明する」と書いてあるのだから、これと同格にそのことが出てくるということですね。

事務局 はい。

プロセスとしましては、県の基本計画があり、それを受けて事業計画を立てることになるわけですが、その前段に個別事業のための事前調査、いわゆるアセスメント的なものを実施する。それから、Plan、Do、Check、Action という中で、Check の段階で事後評価、事後のアセスメントもそこでやっていただくという……。

大西議長 2ページにそういうことが書いてあるので、アセスだけ抜けていると心配になるということだと思うのです。だから追加をするということですね。

事務局 はい。

大西議長 次が、現場に行ったり、そういう活動、三番瀬をよく知ることが会議そのも

のにとって必要だというのをどこかに入れられないかということですが、これについてはどうでしょう。

事務局 ここに入れるのはちょっと難しいかなと思っているのですが、個別の再生事業の一環として位置づけられるといいかなというふうに考えておりますが。

大西議長 いやいや、再生会議そのものがそういう精神でやろうということが趣旨だと思うのです。

事務局 はい。精神としては、そのとおりだと思っております。

大西議長 そうすると、「目的」あたりにそういうことも読めるような文章を。義務づけるということは、場合によっては不適當な場合があるので、どこかに明示できるといういいということですね。これは反対する人はいないようなので、うまく表現できるかどうかということで考えていただきたいと思います。

それから、最後に本木さんから出た点についてはいかがでしょうか。資料 No. - 2 のほうの基本原則案ですね。この内容と、もう一つ、第 4 段階の一つ前の「知事に報告する」、これは「意見を述べる」というふうにするべきだと。

事務局 まず 1 点目の、2 ページの ( 2 ) の第 1 段階の中ほどの基本原則案についての意見ですが、個別の検討委員会の性格・機能・基本原則等について検討すべき内容などについて書くべきではないかというご意見だったのですが、この考え方は前回の第 1 回の準備会において説明をさせていただいたときの考え方に沿ってやっておりますが、個別の検討委員会ごとに、例えば漁港、護岸、環境学習、それぞれちょっと検討の方法も違いがございますので、どちらかといいますと、公開でやるとか、住民参加の精神であるとか、それから検討結果についてどのような取り扱いをするかというようなところをまず基本としてまとめていただき、個別の検討委員会をどのような形で設置するかというのは、個別の検討委員会がまた運営規定なり運営要領を定めることになると思いますので、それを報告させていただくという形で対応させていただければと思っております。

2 点目の、3 ページの「第 3 段階 評価」の最後のところですが、「( 仮称 ) 三番瀬再生会議は、『評価委員会』からの報告を受け、知事に必要な措置を講ずることを含め報告する」と。「報告」ではなくて「意見を述べる」ということではないかという意見でございましたけれども、そのとおりだと思いますので、これは「意見を述べる」に訂正をさせていただきたいと思っております。

大西議長 今の本木さんの意見に対する 1 番目は、本木さんの趣旨は、基本原則案というからにはそれが委員の構成とか運営方法ではちょっと志が低いのではないかと、むしろ内容的なことが原則であるべきだ、というご趣旨だと思うのですが、おそらくそれは、その二つ上に「事業計画について説明を受けて意見を言う」というのがあって、ここがまさに内容の議論になるだろうと思います。

本木 では、そのように。

細川 本木さんのご心配というか指摘は、なるほどと、私もとても納得して、それに対する県のご説明は、検討委員会が三番瀬再生会議からかなり手が離れてしまう方向のご説明なので、ちょっと心配になります。

それで、4 ページの資料 No. - 3 の第 2 条、今まで ( 3 ) の議論をしておりましたが、( 2 ) の「三番瀬の再生・保全及び利用に係る重要事項」、この「重要事項」の中には、

2ページの先ほど来ご説明がありました「基本原則案の説明を受けて知事に意見を言う」というのも含まれるのだと、そういうことで理解してよろしいでしょうか。それを確認させていただきたい。2ページの(2)の第1段階の三つ目、この「知事に対して意見を言う」という役割については、第2条にどこにも明示されていないので、この「意見を言う」ということは、4ページの第2条の(2)の「重要事項」というところに含めて書かれているのですね、という確認です。

事務局 はい、そのとおりです。

細川 そうしましたら、その重要事項を三番瀬再生会議の中で議論するとき、例えば、検討委員会ではこれこれのことをこんなふうに気をつけて検討していただいたらよろしかろうというような意見を知事に言うことができると、そういうことですね。

大西議長 いま細川さんが言われているのは、事業内容についてということですか。

細川 内容がもし問題であれば、内容についてもきっと意見を言うのであろうし、基本原則案の説明を受けたとき、基本原則案について三番瀬再生会議が意見を申し上げたいと思ったら意見を言う。そういうことだと思っています。

大西議長 片一方は「報告を受ける」ですからね。2番で「受ける」ということですかね。  
ここは整理をして表現を対応させるということですね。

佐野 多分そこに関わることだと思って発言するのですが、後で先発事業についての話題が出てくるような話を大西さんがおっしゃっていたのですけれども。

大西議長 いや、きょうは出てこない。

佐野 先発事業を、前回の準備会合で県が示したのだけれども、それは再生計画案の中で、庁内で調整、意見を述べ合い、検討しながら、この五つについては先行して進めようということで多分決まってきたのではないかと思うのですけれども。要するに、簡単に言ってしまうと、現在の行政の枠組みの中で取り組みやすいところに最初手をつけるというような感じ、あるいは予算がついたので取り組まなければならないというような感じに私は受け取れました。

ところが、この再生計画案の全体像をきちっと見てみると、今の行政の枠組みではなかなか取り組みにくいことほどなるべく早く検討をスタートさせなければ、再生計画はうまくいかないのです。私からすると、県が考えられている先発事業と、私が考えている、まず先に手をつけたり検討してほしい事項が、ちょっとずれているのです。そういうことを考えると、先ほど細川さんが言われた2ページの「2 関わり方の整理」、その第1段階の三つ目、「個別の再生事業の検討委員会を設置するための基本原則案」、カッコの中に三つ書いてありますが、どの個別事業から手をつけるべきなのかということについても再生会議が意見を述べられるようにしておきたいと私は思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

大西議長 計画に書かれているということではないですか、何が先行すべき事業かというのは、再生計画の中に書かれないといけないのではないですか。それが計画ですね。短期的に何をやって、長期的に何をやるかというのは。一応、我々がつくったものの中にもそういう整理があるわけです。だから、ここが事業の優先順位とか何かを計画という枠の中で与える。おっしゃったように、予算がつくとかそういう問題もあるでしょうから、その計画どおりいかないことはあり得るかもしれないけれども、少なくとも計画としてはそう



いうことを書かなくてははいけないですね。

佐野　つまり私が言いたいのは、県からたくさんある再生事業の中で先行的にこれに取りかかりたいというようなお話があったときに、「いや、そうじゃないでしょう。こっちを先に検討を進めましょう」ということも含めて議論できる場であってほしいなと思うわけです。そのために、ここの部分の……。

大西議長　わかりました。では、県の意見を聞きましょう。いかがでしょうか。

竹川　関連して一緒にお聞きしたいのですけれども、「関わり方」の(1)の再生計画がある。それから、再生計画の策定の段階で、再生計画(事業計画)とあります。その事業計画の中で、いま言った個別の問題も含めた全体としての、総合的なというのでしょうか、それも含めた計画ということでよろしいのでしょうか。

先ほどの県のほうのお話では、例えば漁港なら漁港、護岸なら護岸といいますと、それ独特の調査が計画的に行われないと、それはそれとしてうまくいかないのではないかと。再生計画の156ページにありますようなそういうものは、護岸とか漁港とかいうのではなくて、全体の自然環境についてどうなのかと。

私、最近のあれをお話ししますと、約5,000平米のカキ礁があると。大体3,000万トンから8,000万トンぐらいの浄化力があるという計算がいま出ているのです。別に護岸とか漁港とかいうのではなくて、全体のアセスについてどういうふうな影響が起きてくるのか、その現況の把握が前段として必要ではないかということなのです。

大西議長　まず、事業の優先順位というか、その議論はどこでやるということでしょうか。

事務局　事業の優先順位につきましては、前回、県の計画を策定するにあたって、まず基本構造として基本計画と事業計画と二つに分けます。基本計画については、先般も説明しましたように、いただきました再生計画案の理念的な整理を再編成する。ほぼそれに沿った形で再編成するというご様子でお示ししてございます。具体の事業実施にあたります事業計画につきましては、当面すべての事業を一斉にスタートできるということではないので、私も県のほうで考え得る具体的な事業として三つほどに分けて、その一つに先発事業。これは円卓会議の中でも議論いただいた五つほどの事業ですが、それとパイロット事業という形で、この再生を進めるにあたってまさに先導的な役割を果たすような事業をこれから県の中で検討して、案として提示していこう。残りのものについても、これはすぐにはできないまでも、何らかの形で事業計画として盛り込んでいきたい。かように説明したところでございます。

したがって、優先順位ということになりますと、県としての基本計画と、特に事業計画のほうの構成そのものが具体の案として示されて、それをやがてでき上がる再生会議等で議論されて、その是非について意見等をいただく。したがって、ここでまた優先順位等も変わってくる可能性があるかと、そういう認識でいるところでございます。

事務局　それと、「アセスメント」という言葉を竹川さんはお使いになっておられますが、三番瀬全体の自然環境がどうであるか、これは私どもは「モニタリング」という表現を使わせていただいておりますが、それについては、前回、先発事業ということで説明させていただいた中に、自然環境のデータベースの構築、継続的なモニタリングなどを実施しながら再生を支える科学的な知識の集積を進めるという考え方を基本として持っております。具体的にどのようなことをやるかというのは、円卓会議の際に専門家会議でご議論いただい

た自然環境の総合解析の中に、こういった項目を今後もモニタリングしていくべきであるという提案をいただいておりますので、それをベースに今後も三番瀬の自然環境のモニタリングを進めていきたい、それも先発事業の中に組み込んでいきたいと考えております。

大西議長　確認しておきますが、2ページのところに「事業計画」とありますが、きょうの段階では個別の事業計画は議論しないわけです。ですからこの事業計画というのは、どういう事業を例えば今年やっていくかというのがパッケージになったものが出てくる。そうすると、例えば基本計画の中に10ぐらいの事業が想定されていて、例えば五つぐらいが事業計画になっている。その事業計画の五つというのがバランスよく選ばれているのか、当面やらない事業についてそれなりの合理性があるのか、そういうことはこの段階でチェックされるということですね。

大野　三番瀬再生会議という、この「再生」という意味がね。これは、我々は円卓会議の中で十分議論して、この文章の中で、もし今のような疑問があるとすれば、当然、再生計画として出てくるし、再生事業として県から出てくるわけで、それについては、その目的とか、あるいは成果とか、そういうことが当然説明されるものと私は解釈しています。

というのは、この再生計画案の42ページに「自然再生基本方針」というのがうたわれています。これによって順位が決まっていますし、あと「再生の目標」についても具体的に説明されているわけですから、もしそういう心配があるとすれば、再生については再生計画案の何ページとか、そういうのを添付しておいてもいいのではないかと私は思うわけです。あまり複雑にしまうと……。

それから、この再生会議というのは諮問機関で、決定機関ではないわけで、その辺がもしあれだったら、会議の性格をここで決定するのだったらいろいろあれですが、要は、諮問して、諮問しっぱなしで、当然県のほうの知事の意向に沿っていくわけですから、そこまで心配しても仕方がないかなと私は思っていますけれども。

清野　多分、いま議論されている枠組みというのは、従来型の専門委員が多い会議に諮問されて答申するというようなスタイル、ある意味で従来型のスタイルを抜け出さないような気がします。せっかく再生ということがあるときに、専門家の立場から言うと、住民の方とか、ずっと昔から三番瀬を見てきた方から、具体的に、昔どういうふうで、どういう部分を再生したいとか、もっと能動的なアプローチがないと、過去の資料をもとに、おそらくこういうのを再生したいのではないのでしょうかというので、無理やりつくっていくようなことになってしまうと思うのです。

どうしても私は具体的なプロセスに入ったときのことを心配してしまうので、もっと具体的に、本当の意味での市民参加とか、主体性とか、そういう枠組みがないと、役所言葉で書いてあるせいかもしれないのですけれども、諮問を受けて答申するとか、説明、意見というダイナミズムでやってきたからやっぱり地域に主体性がなかった部分があるので、そこを、役所言葉も含めて、どういう表現になるのか、難しいとは思いますが、もうちょっと本当の意味での、意見を言うだけではない、さっき佐野さんもおっしゃっていたみたいな主体性とか能動性とか、ほかの委員の方もおっしゃっていた総合化とか、そういう枠組みをどこかに入れられないものかなという気がします。

そうでないと、今まで私がまとめてきた中で言うと、専門家にかかなり荷重がかかって、専門家のほうも「皆さん、これでいいのかな」と思いながらやってきたというのが実情で

す。

もう一つは、モニタリングとかアセスメントをやりましようと言ったときに、業務調査にお任せして、そういう調査の結果が上がってきてデスクワークになってしまうと思うのです。それだと、多分、再生というのはあまりおもしろくない。環境修復とか再生のおもしろさというのは、何かがまた棲みつくようになったとか、条件がよくなったとか、そういうプロセスをもうちょっと体感する中で、本当の意味で、お任せにしないで、みんながちょっとでも何かが戻ってきたことを実感するプロセスだと思うのです。それが、役所言葉的に、どこに入っていますとか。もし入っているのであれば、もうちょっと丁寧に説明していただければ、そこを膨らませればいいと思いますし、そうでなければ、県民の方がもっと能動的に楽しくできるようなプロセスを体験できるような部分を入れていただけたらと思います。

大西議長　　そう言われても、なかなか入れにくいというか、どういうふうに入れたらいいのかわかりにくいと思うので。具体的にはどういうふうにすればいいですか。

大野　　私は、三番瀬再生委員会は諮問委員会だから限界があると思います。だから、三番瀬再生実行委員会とつければ、それで諮問委員会を脇へつける。要するに、基本は、再生実行委員会というのがあって、そこに諮問委員会があって、最終的にはそこで意思決定をしていく。

例えば学識経験者にしても、すごく漠然としているでしょう。こんな怪しげなものはないわけです。あとは具体的な委員です。市民代表とか。学識経験者というのが一番怪しいのだから。

それで、これは具体的に、例えばデザインを考える、景観を考えるという人たちも選ぶとか、いろいろ手はあると思うのです。だからもっと具体的に選んでいくとか。

みんな意見を聞いていると、すごく微に入り細にわたっているけれども、しよせんは諮問委員会だから、言いつばなしになってしまうんだ。

大西議長　　言いつばなしというか、できるだけ尊重するのをつくっているだろうとは思いますが。ただ、いま大野さん言われた点は、この条例要綱をつくっているときにもそういう議論がありました。そっちは、三番瀬再生運動というのが本来必要であって、その運動の中に市民が受け持つ部分とか行政がやらなければいけないというのがあって、全体として三番瀬再生のためにいろいろな活動があるだろうと。

円卓会議は多少そういうきっかけをつくった面があったけれども、こういうふうにして諮問委員会になると、これは役所の組織の中に組み込まれているわけですから、ダイナミズムがなくなってしまうのではないかということがある。ただ、それは役所がつくるというよりも、むしろ自立的に起きてこないといけないだろうと思います。だから、そこは大きな課題だと思います。市民運動というか、三番瀬再生のための大きな運動があって、その中で諮問委員会も一つの役割を果たすし、諮問委員会のメンバーが両方に入っているのをつくっていかなければいけない。それは別途ある課題だと思いますけれども。

大野　　私が実行委員会と言ったのは、チェサピーク湾の受け売りなのですからけれども、実際、予算とかそういうお金の話も出てくるし、やれることとやれないことだって出てくるし、当然経済界の協力だって得なければならぬし。そういったときに、そういった人たちがお金をを出してくれるとか、あるいはそこまで事業を考えるとかいう話になると、やっぱりこ

の委員会ではあれですよ。

大西議長 この諮問委員会がそういう役割を果たせるわけではないのですよ。自立的に意見は言えるのだけれども、基本は、諮問されたことに答えるわけです。ただ、それプラス、自分で問題を発見して意見を言うという機能も持っているのです。ただ、それにしても限界がありますよね。もっとダイナミックなものというのは、こういう諮問委員会も包み込んでできてこないといけないだろうと思います。それはどこで議論していいかわからないけれども、きょう議論をしていくテーマではなさそうです。

後藤 おそらく、「(目的)」のところ、「三番瀬の再生を住民参加のもとに進める」という「住民参加」という言葉は、今までの古いイメージを皆さんはここで受けるので。いま言われているのは、「県民とのパートナーシップ」とかいろいろな表現の仕方があって、もうちょっと能動的にかかわれる部分があるのだという表現を少し工夫してここに入れるしかないのかなという気はするのです。

もう1点、2条の(3)ですが、「実施事業等」というと、実施する事業なのか、実施した事業なのか、その辺の言葉のイメージの違いが相当働いていると思うので、その辺はちょっと整理したほうがいいかなと思います。

大西議長 後段のほうについては、2条の(2)と(3)を、資料 No. - 2 の考え方、あるいはさっきいただいた意見を踏まえて少し整理したいと思います。

それから、1点目の住民参加のところ、私がさっき申し上げたのは、再生会議を諮問委員会としてつくるのですよね。だから、これが即三番瀬再生運動のリーダーシップを取ることにはなりにくいだろう、存在からして。そうすると、それは別途できていかないといけないだろうと思います。そのために努力されている方も大勢いらっしゃると思いますが、それを積極的にサポートできるような組織だろう。

その上で、「住民参加」というと近隣の住民に限定されていて、これは公募によるものも入れるということになっているので、「県民参加」とするのか、「県民とのパートナーシップ」と書くのか、「住民」という言葉を変えたほうがいいかなと、ちょっと違う観点かもしれないけれども、思っています。

望月 先ほどあったアセスメントの関係ですが、先ほどの県の報告の中で一つ気になったのは、事業実施中のアセスが入っていないのです。これは、もちろん必要ない場合もあるでしょうけれども、当然必要になる場合もあるということで、2ページから3ページにかけての文章でいけば、特に3ページの「Check」のところいろいろ入っているので読めなくはないけれども、老婆心ながら、(2)の第1段階、第2段階にも基本的にはアセスをするということを明記していただきたいと思います。

特に第2段階のところは、例えば二つ目の「・知事は、再生会議の意見を受け、再生事業を実施する」、ここに「実施中のアセスメント事業を含めて再生事業を実施する」というような、ちょっと文章はあれですけども、そういったような形にする必要があるだろうと思います。

それと、6ページの評価委員会もその関係で考えていきますと、評価委員会の3の「(1)三番瀬全体の自然環境のモニタリング結果に基づく影響の評価」と「(2)再生事業の実施に伴う周辺環境のモニタリング結果に基づく影響の評価」、こう考えると、(2)のほうの方が各事業に対応したモニタリングだとすれば、(1)のほうは、三番瀬全域に対す

る定期的な、あるいは薄くはなると思いますが網羅的なモニタリングというふうに読めるだろうと思いますが、そこをまず明記する必要があるというのと、各再生事業の……。

大西議長 明示されていないということですか。

望月 いえ、それが三番瀬全体に対する定期的かつ網羅的なモニタリングであるということですが。「全体の」というのが入っていますけれども、ある程度定期的なということですが。そういうことを明記したほうがいいだろうということと、(2)のほう、再生事業の実施に伴うということではなくて、これは計画・立案から実施中及び事後のモニタリングということ明記すべきであろうと思います。

二つ目の問題としては、前回の円卓会議でつくりました再生計画案も、当分はそれでいくことになると思いますけれども、各事業をしていく中で修正していく必要性が当然出てくると考えられますので、再生会議にそういう機能を持たせたほうがいいのかどうか。私自身は再生会議の設置要綱の中に書いておいたほうがいいのかという気がするのですが、ご意見を伺えればと思います。

大西議長 これは、皆さんおわかりでしょうが、会議をどうやって運営していくかというための要綱であって、再生計画というのができて、それは基本計画と事業計画がある。そこにいろいろ内容が書かれるわけですね。例えばアセスが必要だというようなことは、その計画の中に当然盛り込まれているということが前提です。だから、全部ここに書き込もうとすると、計画をそこに書き込まなければいけないということにもなりかねないので、いわば手続を定めてある。ですから、「報告を受ける」と書くのか、「意見を言う」と書くのか、そういうことは非常に重要になってくることでありますが、内容にかかわることはむしろ基本計画あるいは事業計画の中に書かれているというふうにお考えいただきたいと思います。

設置要綱、これはきょう随分出ましたけれども、一つお諮りしておきたいのは、今から会場の方のご意見も聞いてまとめをやりますが、もう1回開かないといけないとお考えになるのか、きょうの意見で例えば私に一任する、あるいは副委員長を吉田さんをお願いしていますが、2人にお任せいただいて設置要綱を県と調整してつくるといいのか、その点もお考えいただきたいと思います。いろいろ難しいご指摘があるともう1回会議を開くほうがいいのかということになると思うのですが、それだけ遅れることになります。

蓮尾 いま大西さんがおっしゃったことについては、準備委員会はきょうまで。次回には再生会議そのもののスタート。積み残しがあれば、それは準備委員会の会長、副会長に一任ということによろしいかと思えます。

先ほど後藤さんがおっしゃいましたように、設置要綱の「(目的)」のところ、もう少しちょっと生きたニュアンスを入れられればということですが、3行目の「三番瀬の再生を住民参加」というだけではなくて、「住民参加」という言葉の代わりに「県民とのパートナーシップのもとに、能動的に進めることを目的として」というようなやり方でいかがかと思えますが。

佐藤 一つ聞かせていただきたいのですが、私は第1回目は出られませんでした。2回目できょう「(仮称)三番瀬再生会議」準備委員会ということですがけれども、この前、2年にわたって三番瀬再生円卓会議を長くやってまいりまして、知事さんのほうに答申をしましたよね。その回答に基づいて、今この準備委員会を開いて、再生会議をやろうというのでし

ようか。回答は来ているのでしょうか。

大西議長 知事からの回答ですか。

佐藤 はい。

大西議長 知事からの回答というのは、計画ということになると思うのですけれども、それはまだできていないです。

佐藤 その回答に基づいて、この準備委員会ができて、これから立ち上げていこうというこういう課題がたくさん出ておりますが、これをやっていこうというなら話もよくわかるのですけれども、出しっぱなしで、その回答もいただかないで、これは県のほうから出てきたよということだけで、この再生準備委員会、私は1回目は聞いておりませんが、知事さんの回答に基づいてこれを検討していくのかなというふうに感じておりましたけれども、皆さんの話を聞いていると、何か方向が違うので、ちょっとこれは違うのではないかなと思います。

大野さんから具体的な話がたくさん出ていましたけれども、全くそのとおりかなと思っています。まず知事さんに答申したものに対してその回答をいただいたということであれば、そこで初めてそれを検討課題にしていくのかなと思っておりましたけれども、1回目は出ておりませんので何とも言えないので、静かに聞いておりましたけれども。

大西議長 最初にちょっと申し上げましたが、正確に言うと、円卓会議が三番瀬再生計画案をつくって知事に提出したわけです。今、ボールは知事の側にあって、県のほうで再生計画をつくろうとしているわけです。我々が渡した計画案を尊重しながら、県の計画を今つくろうとしているわけです。

これは現在進行形で、まだできてないです。しかし、いずれできる。できた場合に、それでいいかどうかの意見を聞くことになるのです。それは了解事項です。円卓会議に相当するところに、これでいいかと意見を聞くことになるわけです。そうすると、できた途端に、何か意見を言う場が必要になる。それがここで言っている「(仮称)再生会議」なのです。だから、まだボールは返ってきていないけれども、近々返ってきてそうなので、返ってきたときに受けとめられるように再生会議をつくらなければいけない。その準備をしているのがこの会議です。

佐藤 そちら辺がよくわかりませんでしたけれども。答申をしておきながら、回答をまだいただかないのに、この三番瀬再生会議準備委員会というのはどういうことかなと、いろいろなふうを考えていましたけれども。これは、行政の、県のほうの役人がやるお仕事ではないですか。違うんですか。本当はそちらでやるのでしょうかけれども、結局皆さんの意見を聞いたほうが後々いいということで聞いているのかなと、そんなふうにも聞こえてくるのですけれども。事務局がつくり上げて、こういう準備委員会をつくって、「これでいかがですか」というなら話はわかるけれども、ここで改めてこういうものを積み上げていくのだと、また後戻りをしてしまうのではないかな。そんな考えもなきにしもあらずで、ちょっとそういう考えも持っていましたので。

大西議長 そういう意見がこの間出て、準備会というのはあまりダラダラやらずに短い期間でやろうということで、当初10月に2回目が予定されて、3回目もあるかもしれないというところを、9月中にもう1回やって、準備会は2回でやめようということになったのです。

佐藤　　そうですか。よくわかりました。

本木　　「関わり方の整理」の部分についても、若干手を加えていくという部分も含めて理解をしました。

設置要綱のほうで、ここのところだけはこの部分を一、二申し上げておきたいのですが、よろしいでしょうか。

第5条の3項、「三番瀬再生会議の結論は、委員の合意に基づき会長が判断する」。サラッと読んでしまえばそれでいいような気がするのですが、こういうことでよろしいのかなという若干の疑問を持ちました。やはり、再生会議の結論というのは、委員の合意に基づき決まるとか、そういうふうな書き方が普通ではないかなという気がいたします。

それから、第6条の2項ですが、「評価委員会は、三番瀬再生会議の指示に基づき、三番瀬の自然環境」ここまではいいのですが、「及び再生事業についての評価等を行う」と書いてあるのですが、これもサラッと読んでしまえばいいのですが、私の読み方が違うのかどうかかわからないのですが、「再生事業についての評価を行う」というのは、設置要綱の第2条の4項で、これは再生会議そのものの機能だと思っております。評価委員会はあくまでも再生事業実施に伴う自然環境への影響についての評価を行うということですから、そういうふうに明確な書き方をすべきではないかと、こういうふうに思います。

大西議長　　ちょっと解説すると、私も、最初の1点目、きょう読んでドキッとしたのですが、しかし、ちょっと考えて、円卓会議の設置要綱を参照してみたら同じようになっているのです。円卓会議も「三番瀬円卓会議の結論は、委員の合意に基づき、会長が判断する」ということで、これを我々は2年間やってきたということになるのですが。

どうしてそういうふうに決めたのかということ、意見が対立することがある。そのときに多数決で決めるというのも一つですね。それが円卓会議という趣旨には反するのではないかと、ということで、円卓会議では、ちょっといい加減な書き方ではありますが、できるだけ少数意見も尊重しながら会長が判断するということになって、実際そんなふうに運営されてきたように思います。その分、時間がかかったということはありません。

再生会議についても、それがそのまま踏襲されているということです。これは、手を挙げて決めようということであれば、それはそれで一つの要綱だと思います。

二つ目については、ここのところは、下部組織としての評価委員会に、評価については部分的に検討を委託するという感じになっているのだらうと思います。そのとおりの文言で書くというのもあると思いますが、2条の評価委員会のところ、(4)と同じだということですね。ここの部分について、委託するのと同じことをやるということになるのですが、これは県のほうで意図がありますか。

今の二つについて、何か県の見解は。これは県がつくったものなので、あまり私が代弁するとよくないかもしれない。

1点目はいかがでしょうか。決め方ですね。多数決で決めたほうがいいのか、こういう表現のほうがいいのか。何かご意見ありますか。これは、第5条の3です。

言ってみれば、多数決では決められないようになっているということなのですよ。

円卓会議的な雰囲気を残しているということであると、いきなり多数決というのはなじまないように思うのですけれども。委員の選び方からして、それぞれのステークホルダーというか、グループ、少数なわけですから、そちらに都合の悪い意見になると多数が攻め

るという格好になるのは必然で、そこで少数意見が尊重されないと惨めな結果になりますから、それはよくないと思うのです。

本木さん、いかがでしょうか。やっぱりいい加減だと。見識のある方を会長に選んでいただくしかない。

本木　それほどこだわりませんが、円卓会議の経過を見てみますと、会長がいろいろなご批判をいただきながらも、大体は合意をしながら組み立ててきた、私はそういうふうな気がするのです。表現のことですから、それならそれでも私は構いません。会長が背負っていただければならなりません。

大西議長　「合意に基づく」というのがありますから、少数の意見で会長が突っ走るということはあり得ないので、合意されている。だから、少し合意のレベルが下がるということはどうしてもしょうがないと思います。

二つ目についてはいかがでしょうか。県のほうの見解、書き分けるということはどうですか。

事務局　5ページの第6条の2項は、再生会議からの指示に基づき行う行為でございます、言葉が足りないかもしれませんが、その結果はまた三番瀬再生会議に戻し、またそちらの判断が入り、最終的な再生会議の所掌事務にするというような形で考えております。

大西議長　もし書くとすれば、何ですかね。

事務局　「評価を行って、その結果を再生会議に返す」「報告する」という形の記述が言葉として足りないかなと思っております。

後藤　いま気づいたのですが、評価委員会というのは、「再生計画に基づく再生事業と再生事業の実施に伴う影響を含めた三番瀬の自然環境への影響を評価する」ということは、再生事業とならないもの、例えば三番瀬全体の調査とか、それがどうなっているかというのはここに当然含まれると思うのですが、こういう表現で含まれるのですか。

大西議長　今のは……。

後藤　6ページの評価委員会自体の「目的」ですが、今のとかがかわると思うので。ここでは「再生計画に基づく再生事業と再生事業の実施に伴う影響を含めた三番瀬の自然環境への影響を評価する」と書いてあるのですが、例えば現状の三番瀬がどういう状態であるとか、今まで円卓会議でもやってきた調査とか三番瀬の自然環境の評価というのは、ここに当然含まれると読んでよろしいのですか。

大西議長　「役割」のところにははっきり書いてあるのですね。

後藤　「目的」が入っていないので。

大西議長　そうですね。そこは修正が要るのかな。

三番瀬全体の自然環境のモニタリングをやるということですね。

後藤　多分、望月先生もさっきその点をきちっと確認したと思うので、もう一度。

大西議長　景観とかそういうのはやらないんだっけ。そういうのもやるんだね。自然環境だけではないね。そこも修正ですね。

かなり意見をいただいたので、会場の方のご意見を聞いて、最後にまた若干皆様のご意見を聞きたいと思います。

歌代　資料 No. - 3 の「委員」のところで、3条の(4) 漁業関係者とありますが、本日を含めて3回の会議を行っていると思いますが、漁業関係者が1人も出ておらないという事態



ですね。今後このようなことがあるのかどうか。その対処の方法を県のほうにお聞きしたいと思います。

大西議長　それでは、これについて県のほうでお願いします。

本木　お答えいただく前に、今の関連でいいですか。

準備会はこれまでにして、この次は再生会議を立ち上げる、こういうお話も出ていましたけれども、この3条に基づく委員構成ができなければこの再生会議は立ち上げられないということで理解してよろしいのかどうか。その辺も含めてお願いしたいと思います。

事務局　お二方の今のご指摘の点についてお答えします。

前回、第1回目もそうでしたが、きょうも残念ながら漁業関係者の出席をいただくことができませんでした。これにつきましては幾つかの理由がございますが、私どもとしましては、基本的に参加をしていただくということを前提に再生会議を立ち上げたいという基本的な方針であります。

では、その具体的な方策があるのかということになるのですが、その点につきましても現時点で明示する状況にはございませんが、さまざまな形で県の関係する部局で知恵を出して参画について働きかけをし、参画したもとの再生会議がスタートできるように努めてまいりたいと考えております。

大西議長　それでは、今から会場の方のご意見を伺いたいと思います。

発言者A　「市川三番瀬を守る会」のAと申します。

2点ほど、今の委員の方々の議論を拝聴して、意見を述べたいと思います。

まず、この三番瀬再生会議の役割についてということで、しよせんこの会議は諮問委員会ではないかというような発言もありましたが、知事は、前の会議について、最も開かれた市民参加の会議であるということを誇られていましたけれども、そういう点から言っても、単に答申というか、諮問会議という性格ではないと僕は思うのです。

そのことを踏まえながら、あえて、ただそのことをはっきりさせるという意味で、「再生計画（基本計画）の策定」というところに文章がありますけれども、「諮問を受け、知事に答申を行う」とあるのですが、ここを「知事に答申を行い、知事はこれを十分に尊重する」ということを文言としてはっきりうたったら、なおそうした危惧は払拭されるのではないかというのが私の意見です。

もう一つ、趣旨としては基本的には同じですが、「評価委員会」の「4 会議の開催方法」の（3）に「会議参加者に対する発言機会の付与」と、この評価委員会についての素案の中にあるのです。ところが、杞憂かもしれませんが、「(仮称)三番瀬再生会議設置要綱」の中には、委員の任期とか委員の再任ということについての文言はあるのですが、会場からの意見　市民参加ということなのですけれども、そういう意見も広く聴取するということについては、前文の中で「三番瀬の再生を住民参加のもとに進めることを目的として」というふうにうたってはありますが、なおここに「基本になる再生計画あるいは事業計画を含め、三番瀬再生会議は会議参加者の意見も聴取する」というふうに入れていただけたらと思うのです。

というのは、さっき申し上げました「評価委員会」のほうには3でわざわざうたっていて、そのもとになる再生会議の設置要綱の中にそうした項目がないというのは、ちょっと気になるものですから。今までも、三番瀬再生計画会議　俗に言う円卓会議では、中間

報告やそのほか多く、市民からの意見を聴取してきました、形としては。しかし、僕の感じているところでは、どれだけ生かされたかについては、残念ながら極めて疑問を感じています。

そういうことで、蛇足ではなくて、本当に市民の意見を生かしていくということであれば、この中にもきちっとうたっていただく。あるいは、さっき言った、一番基本の、この会議は単なる諮問機関ではなくて意見を尊重していくということだったら、知事からむしろ「積極的に十分尊重しますよ」ということがあってもしかるべきではないかということで、あえてそういう文言を入れていただきたいということを要望します。

発言者B 私は、市川市東菅野の住人で、Bといたします。

きょう議論されている全体の方向を支持したいと思います。その上で、私の意見として、私は円卓会議もずっと傍聴もしてきたし、全体の方向として支持してきましたし、その後継組織としてのこの三番瀬再生会議の役割、これは住民と自治体が一緒になって三番瀬を再生していくという点で大切な鍵だと思しますので、それで1点だけ。

2ページの「三番瀬再生会議の役割について」の、さっき議論されている「2 関り方の整理」の「(2)再生計画(事業計画)の策定・実施」の「第1段階」の三つ目の「(仮称)三番瀬再生会議は、知事から……」となっているここ、「……設置するための基本原則案(……)」の「基本原則」を取っていただいて、カッコの中を全部はずしちゃう。この三番瀬再生会議は本当に大きな役割を果たしてもらいたいということで、基本原則案でカッコで三つの内容で限定されているということではなくて、「三番瀬再生会議は、知事から『個別の再生事業の検討委員会』を設置するための案について説明を受け、知事に対して意見を言う」と、限定的なところをみんな取っちゃったほうが……。ここだけくっついていてというのもおかしいと思うし、取っていただけたら再生会議の役割がもっと広がっていくのではないかと。そういう意味からの提案です。

発言者C 千葉市のCと申します。

5ページの「評価委員会の設置」の文章が非常に舌足らずで、前に書いてあったところと重複したりして、これはわかりにくすぎます。第6条の2、評価委員会の役割ですか、そこに書いてあるように、三番瀬の自然環境のモニタリングに基づく影響の評価等、そのくらいのことはモニタリングをやって、その結果を評価するのだよということぐらい書いていただかないと、あまりにも舌足らずで、これでは設置要綱の第2条に書いてあるのと同じ文章なので、これはちょっと手を加えていただきたい。

それから、細かいことで申しわけないけれども、評価委員会の「構成」の中、「その他」でも結構ですが、再生計画案を見ますと水循環ということがかなり強調されました。ところが、それに関係するような専門家というのがありませんので、どういう方がなるのか肩書きがわからないのですが、水理学というのですか、とにかく水循環にかかわるような専門家が必要だと思います。

大西議長 会場からの意見は以上といたします。

私のほうで整理したいと思います。

特に準備会はこれで最後ということになりますと、手順としては、設置要綱が県のほうで固まって、これに基づいて、こういう要綱で会議をつくりたいので委員になってくれますかというふうに、打診というか委嘱作業を進めていくことになるだろうと思います。そ

うすると、これは決まっていけないだろう。どんな会議になるかわからないのに、入るかどうか決められない。ただ、評価委員会について、これは再生会議の下にできるものですから、再生会議ができたときに詳細を決めればいいのかから、きょうはあまり詰める必要はなくて、きょう出た意見を問題点としてノートしておいて、次に議論する人たちがそれを参考にできるようにすればいいと思います。

その前の「役割」についても、むしろ一番重要なのは設置要綱ということになると思いますので、設置要綱にあわせて役割が多少変わってもいいだろうと考えるわけです。

それで設置要綱を中心に見ていきますと、まず「(目的)」の第1条のところで、さっき最後に蓮尾さんから出た意見で、3行目の「住民参加」を取って「県民とのパートナーシップのもとに能動的に進めることを目的として」というふうに入れると、参加という意味も含まれるし、先ほど何人かから出たもうちょっとダイナミックな活動ということも、「能動的」という言葉で多少そういう意図をくめるということで、そういうふうに直したいと思います。「県民とのパートナーシップのもとに能動的に進めることを目的として、『三番瀬再生会議』を設置する」と。

それから第2条(所掌事務)では、(2)と(3)を、資料 No. - 2の精神等に基づいて、意見を述べるのか、報告をただ受けるのか、この辺を整理して、むしろ報告を聞いたから意見を述べるということになっていきますので、「意見を述べる」ということをきちんと書いていく。

それから、アセスについても出てきていますが、非常に重要だということになっていますので、「アセス」という言葉もこの中にどこか入るようにする。アセスは誰がやるかというのはまた問題が違いますが、そういうことも入るということを明示するようにするというのが三つ目です。

そのページについては以上です。

次のページで、第6条で評価委員会の記述がちょっと物足りない。評価委員会については、別途、評価委員会の役割について、きょうの資料 No. - 4に準じたものができると思いますので、役割はかなり明確ではありますが、しかし設置要綱としてはもう少し書き込むという趣旨です。

それから、会場の方の意見の中で、参加者の意見表明と円卓会議でやってきたことですね。会場の方だけではなくて、もっと広くインターネット等を使って意見を募ったりしましたが、すべての問題についてやるかどうかという判断はあると思いますが、少なくとも傍聴の方の意見は毎回聞く。その上で、場合によって広く県民の意見を聞くような、そういうことをやるのだということをおの中に書き込むという修正を加えたいと思います。これは適当な条文がないので、「(会議)」という中にもう1項起こしてやるのですか、その辺は工夫したいと思います。

設置要綱については大きく五つ直すことにしたいと思います。

大野 この第1条(目的)ですけれども、「知事が策定する再生計画」と載っています。「知事が策定する」ということは、これ(三番瀬再生計画案)とどうかかわっているのか。もちろんこれ(三番瀬再生計画案)とかかわっていると思うのですが。プツンと言ってしまえば、円卓会議の基本計画を重視しているのかしていないのか。先ほど佐藤さんに言われて気がついたのですが、県から返事が来ていないということは、これが出しっぱなしで、

今度県が勝手に基本計画を出してきたときには、当然これ（三番瀬再生計画案）との関連……。だから私は、全部これ（三番瀬再生計画案）が下敷きで、善意に解釈しているわけだよ。そうすれば、皆さんの細かいことはすべてここに載っているわけだから、これを重視するという一文があれば、本来はいいのかなと思うのですが。だから、「知事が三番瀬再生計画案に基づいて策定した」とか。信用しないわけではないですが。

大西議長　今ので思い出しました。非常に重要なのは、知事の諮問機関だけではなくて、独自に建議する機能があるのですね、再生会議には。それも目的にうたっておかなければいけないですね。それと、いま大野さんが言われた点を、そういうことはないと思いますが、あり得ないのだけれども、一応書いておく。

今の点を最初のところの修正として加えたいと思います。再生計画案と知事が作成する計画との関係についてわかるように書くということと、三番瀬に関する建議を行える機能があるということを書く。という二つを付け加えます。

以上でよろしいでしょうか。あとは皆さんの意見を評価委員会については付け加えるということにしたいと思います。

それから、前の資料 No. - 2 については、今の設置要綱と連動しますので、ここについては設置要綱で変えたところと対応するように直すということで、先ほどいただいた意見をほとんど入れることができると思いますが。

大野　この評価委員会については再生会議が設立してからという話でしたが、そこで意見が言えるかどうかわからないので、よろしいですか。

大西議長　どうぞ。

大野　この委員の構成ですけれども、さっき言ったデザインとか景観とか、造園　陸上植物とか、水循環とか、そういったかかわりのある人を選んでいただければいいなど。それは希望です。

大西議長　そうすると、10名を超えますね。少し増やしてもいいかな。ちょっと増える感じですよ。

これは海のことしか書いていないので、陸側も大事。

後藤　関連して、都市計画とか、そういうニュアンスもきちんと入れておいたほうが、まちづくりも関係してきますので。お願いします。

大西議長　それから、さっき水循環というのが出ましたが、水循環は水環境とは違うのかな。水循環というのは、どこに入れようと思っていたのですか……。

大野　水環境。

大西議長　水環境で含むということだったようです。そういう意味では、海側の環境についてはたくさん出てくるのですが、陸側が少ないということで、そこはちょっと補いたと思います。

それから、自然環境だけではなくて、何と表現したらいいのですか、都市環境というのが、少し幅を広くしないといけませんね。

佐藤　陸域のほうで、都市計画を少ししっかりと考えていただきたい。そういう方をひとつ。

大西議長　さっき、都市計画については入れるということで、県からも最初に修正がありました。さらに造園とかデザインという話が出ましたので、少しそこは充実させる。なかなか両者が一緒に議論するというのが大変なのですね。専門分野がかなり違うということもあ

って。

清野 専門で言うと、三番瀬の周辺の民俗学とか歴史とか、地域史をよくご存じの方に入っていたらいいと思うが、これから個々のプロジェクトになったときに具体的なお話が伺えると思います。

大西議長 清野さんが一番詳しくなったのではないですか。

清野 いやいや、そんなことも……。やっぱり地域の博物館の方とか、ここにも自治会の方がおられますが、そういう方からお話を伺いながら、今、都市計画という中で地域社会も再生していく中では、ぜひそういう方にも入っていただけたらと思っています。

大西議長 そうですね。

だんだん増えていく。そこは、委員として毎回出ていただく方と、意見を表明しに来ていただける方と、ヒアリングするとか、いろいろなことを考えなければいけないと思います。

佐藤 都市計画といいますが、次につながるのが経済です。

大西議長 委員には経済もぜひ入っていただきたいですね。

佐藤 ぜひ考えていただきたい。

大西議長 こっちは、いずれできる再生会議でじっくり検討してもらえばいいと思います。

それでは、きょうのところはこのくらいにしたいと思います。最後に二つ追加したものを入れて7点の修正を資料 No. - 2の素案に施して、この準備会議の意見として県にお渡しするということにします。

倉阪 7点を繰り返していただけますか。

大西議長 まず第1点目は、「(目的)」のところ、少し目的が狭いので、建議という機能もあるということ、表現は別にして入れる。

それから、県がつくる再生計画が我々の再生計画案に基づいているということ、これを明記するというのが2点目。

3点目が、これは非常に具体的で、3行目の「住民参加」の代りに「県民とのパートナーシップのもとに能動的に進めることを目的として」というふうに入れる。

4点目が、第2条の(2)と(3)、これは所掌事務の話なので、もっと意見を述べるのがたくさんあるということで、きちんと書き直す。報告を受けるだけではないということです。報告についても、事後報告なのか、事前の説明なのか。事前説明は前にありますね。とにかくその辺の文言についてきちんと整理する。

それから、アセスメントが非常に大事だという意見がありましたので、それに相当することをここで明示的に入れるというのが5点目。

6点目が、第6条の評価委員会の設置の特に2項が少し言葉が雑なので、もう少し丁寧に評価委員会の役割を書く。ただ、評価委員会については、別途もっと細かな規定ができますので、それがあつたということを前提にここでどう書くかということになりますが、これはもう1回チェックをする。

7点目は、会議の傍聴者の意見表明の機会を設ける。それからインターネット等を通じて広く県民の意見を募る。ということを書き込む。

もう一つ県のほうから確認していただきたいということですが、行政関係者というのがあつて、これについては、県のさっきの説明で、国、地元市。地元市としては、従来から

オブザーバーであった市川、船橋、浦安に加えて、習志野市も含めてはどうかということがさっき説明がありましたけれども、これについて皆さんの意見があれば。

後藤 習志野市はラムサールの先駆的なあれを持ちますし、谷津干潟も三番瀬と一体の機能を持っていますので、これはぜひ入れたほうがいいと思います。

大野 習志野も入ったほうが、三番瀬を取り巻く景観の一つですから、もっと木を植えろとか、そういうことも言ってあげなきゃならないので、ぜひ入っていただきたいと思います。

大西議長 特に反対の意見もないようですので、習志野を含めて考えると。相手の反応もあるかもしれませんが。

倉阪 大変遅くなって申しわけございませんでした。きょうは、大学の関係の用事で八丈島へ行っていて、そこからの帰りで、この時間にならないと着かなかったということで、申しわけございませんでした。

3点目の第2条(所掌事務)の(2)と(3)について、これは今の原案では問題が大きいですということで、おそらく同じような議論がされたと思いますので詳細は省略いたしますが、実施事業について報告だけではだめだということですね。ここについては、ちゃんと再生会議の意見を聞くというプロセスを一步かませるということ必ず入れておいていただきたいと思います。特に問題の多そうな実施事業について、決まったものの報告だけを受けるということでは再生会議の意味がありませんので、できれば、パブリックコメントを複数案が何かつくって出す間に再生会議の意見を聞くというようなプロセスを、すべての細かい委員会について確保するようにしていただきたいと思います。

若干、市川の護岸についての説明など、私のところにいらっしゃった経緯もあるのですが、パブリックコメントをちゃんと取るかどうか、パブリックコメントを取る間に再生会議の意見を聞くかどうか、それについて現課の判断が全く後ろ向きであったので、私は衝撃を受けておりました。報告だけでいいではないかということで説明にいらっしゃったので、それはおかしいということで、ちゃんとパブリックコメントを聞く、一般の人の意見を聞く、それから三番瀬再生会議の意見を聞いてから最終的に集約する、この2点をすべての委員会について確保するように、設置要綱などで明らかにしていただきたいと思います。

大西議長 今回の個別の事業については、それぞれ決めなければいけないということですが、全体については、事業計画の中に盛り込まれる、あるいは基本計画の中に盛り込まれるということですかね。アセスメントについては明記する、パブリックコメントについてはそちらに盛り込まれるはずだということですが、それでいいですか。

倉阪 「パブリックコメントがそちら」というのは、どちらでしょうか。

大西議長 基本計画と事業計画。

倉阪 事業計画について、大変問題の多そうなものについては必ずパブリックコメントにかける、それについてはパブリックコメントにかけている間に再生会議にもちゃんと意見を聞くということを手続化していただきたい、という意見です。それは今までの意見の中に入ってなかったでしょうか。

大西議長 個々の事業については、事業計画の中に書かれるのですかね、基本計画と。

倉阪 私が恐れているのは、基本計画についてだけ三番瀬再生会議に聞く、具体的な事業については報告だけで済ませると、そういう考え方の方が県庁の中にいらっしゃること

ですから、そこは違うということをお願いしたいということです。実施計画にかかわる部分でも、例えば護岸の設計のようなものですね。

大西議長 その内容については、ここでさっき議論になって、それはみんな倉阪さんと同じようなことを考えているのですが、どこにどう書くかということですね。

竹川 設置要綱の中でアセスの問題を盛り込んでいただけると、大変うれしいのですが。

大西議長 設置要綱の中にアセスを入れるということは言いました。

竹川 これと関連して、基本計画はこの再生会議がつくる、次の事業計画は県のほうでつくる、個別の再生事業の検討委員会はこの中でつくられるということになっているわけですが、先ほど私が確認したのですが、今回の再生の問題で一番重要な問題は、いま倉阪さんがおっしゃった護岸の問題をどういうふうにこの中で理念に沿う形で進めていくか、その中で調査の手順をどう組み込むかということだと思います。この役割についての第4段階、ここではかなり具体的な事業の終了、継続、見直し、中止ということも含めた Action というのが書いてあるのですが、これは時系列的に終わってしまった後でやってもしようがないので、そういう意味合いで、個別の検討委員会の中で行う個別の調査のほかに、全体としてのアセスを位置づけていただきたい。そうしませんと、第4段階の Action というのは書いてあるだけという結果になると思います。

大西議長 「全体としてのアセス」というのは、どういう意味ですか。

竹川 先ほどのお話では、個別の事業について事前の調査を個別にやるのであるから安心であるというふうな、特に護岸問題がそうなのですが。

大西議長 だから、三番瀬全体の例えばモニタリングは行うということですよ。評価委員会の役割がそこに当たるのですね、個別ではなくて全体。

竹川 評価委員会は、県がやったモニタリングについてどうだという評価をするだけの評価委員会ですから。そうじゃないんですか。

大西議長 それは県の意見を聞きたいと思います。

竹川 その辺が読み取れないものですから、お願いいたします。

事務局 冒頭の説明が足りなかった部分を再度説明させていただきたいのですが。

基本計画も、事業計画も、これは県がつくれます。再生会議の意見を聞いて県がつくる。今までは円卓会議でつくっていただいた再生計画案をもとに、今度は県がつくる計画でございますので、その辺、誤解のないようにお願いしたいということが1点。

それから評価委員会ですが、評価委員会自体は、もちろん個別の事業についてのモニタリングの結果も考慮して、また三番瀬全体の自然環境も考慮して、実施している個別の再生事業が三番瀬に対して影響があるかないか、見直しする必要があるか、中止する必要があるか、継続していいかといったような全体をこの評価委員会で検討していただき、その結果を三番瀬再生会議に報告し、再生会議のほうから県のほうに、「これは継続していいですよ」「見直ししてください」「中止したらいかがですか」という話が出てくるというような考え方でございます。

大野 今の発言はすごく大事だと思います。「これをもとにし」、それがこの文章から汲み取れば、この中にすべて決めてきたわけですよ、定期的なモニタリングだって、アセスだってすべて。それをただ「知事が作成する再生計画」と言ったら、これは別個なのかということになっちゃうわけだから、その辺をはっきりさせて、これがベースですよ、これ

を重視しますよということが入っていればいいんじゃないですか。そうじゃないと、また細かいことを初めからやらなきゃならないもの。

大西議長 さっき七つ述べたのですが、その7点について、県のほうでこれは受け入れられないというのがあったらお願いします、設置要綱について。

事務局 基本的に問題ないと思います。

大西議長 そうすると、最後に出てきたのがパブリックコメントの点ですが、これについては、県民の意見を聞いて事業計画をつくる、基本政策を作成するということですね。これは事業計画についてもそうするということですね。それはいいと。

個別の事業については、どういうお考えですか。例えば護岸の再生計画というか、護岸の整備事業を考えて、その調査から始めますね。それについては、パブリックコメントは節目節目でやるのかどうかですね。

事務局 今のところ、個別の事業計画としてつくる段階でのパブリックコメントは考えておりますが、それぞれの個別の検討委員会は公開でやらせていただきたいと考えておりますので、パブリックコメントを求めるところまで踏み込んで考えてはおりません。

大西議長 公開で代えるということですね。

倉阪 そこについては、公開でやるといっても限度があるというのが、これまでの2年間の反省の中の重大な点だと思います。ここに来られない人もいるわけで、広く関係する人の意見を聞く機会を設けるのは重要であって、特に市川側の護岸の形状であるとかそういったものについては、こういう会議に出てこられない普通の住民の方であるとか、「普通の住民」と言ったら変ですが、仕事をお持ちで時間的な余裕があまりない方々の意見を聞くとか、そういうことをやる必要があると思います。それとともに、個別の再生事業の検討委員会で決める前に、重要な事項については三番瀬再生会議に一たん戻してその意見を聞くということをぜひともやっていただきたいと思います。

後藤 やはり倉阪さんが言うように、パブリックコメントはきちっと入れるということを入れておいたほうがいいと思います。個別事業もそうですし、全体としても、それは明記しておいたほうがいいと思います。

倉阪 さらに補足しますと、こういう考え方が市民参加で事業を進めるという意味だったはずですね。それは再生計画案の中に書いてあります。市民参加型の、一つ広報的なものを入れて、これが市民参加事業ですと言うのではなくて、再生事業全般にわたって市民が主体的に参加できるようにやっていきたいと思いますというのが再生計画案の趣旨で、事業のやり方についてはそれは書いてあるはずなのですね。それをきっちり重視して、市民参加の時間を取った形で個別の事業を進める計画を立てていただきたいと思います。

大西議長 二つ問題があって、個別の事業を今の特にパブリックコメントということをめぐってどう進めていくかということが、あるべき姿ですね。それが一つ。それを設置要綱にどう書くか、二つ問題があると思うのです。設置された再生会議が、個別の事業について事業計画をまとめて、2ページに言うところの事業計画の諮問を受けるわけです。それを答申することになります。そのときに議論をして、すべての事業についてパブリックコメントを手に組み込んでやるということにするのか、場合によってはそういうことまでしなくていい事業が出てくるのか、そういうことを事業計画の議論のときに整理をするということもあると思います。そうすると、この設置要綱については、そこまで具体的には書か



ずに、実施事業について意見を述べる。それは事業の進め方、手続について意見を述べるということは当然含みますから、そういうふうを書いて、具体的な事業計画の議論のときにそういう議論をする。多少新しくできる再生会議にお任せするということにはなりますが。

両方のやり方があると思いますが、いかがでしょうか。あまり細かく全部ここで書いてしまうと、これはあくまで設置要綱で、設置要綱の上で自由闊達な議論が行われるべきでしょうから、内容的なことは議論に委ねたいと思っています。

竹川 今の点ですけれども、事業計画の中で意見を述べるとしますと、事業計画は策定されたものを説明を受ける、意見を述べるということですから、本来的には再生の基本計画の中でそれを明記しておいたほうがいいんじゃないかと思います。

大西議長 我々の今までの議論では、再生計画の中は分かれていないのですね。県が、再生計画を、今の段階で基本計画と事業計画という二つのパートに分けて整理しているのですね。円卓会議的に言うと、両方、再生計画で、諮問、答申の対象……ではないのか。これはどういうつもりなんですかね。再生計画については説明を受けて意見を言う。説明を受けて意見を言うというのは、諮問と答申とは違うのですか。

これは事業計画をまとめたものなのではないですかね……。

条例要綱案では、意見を聞くというのは、再生・保全・利用事業について事前説明を行うということになっているのですね。事業計画というのは、再生計画の部分としてつくる計画ですよ。そうではないのですか。

本木 私は、きょう冒頭で伺ったのは、そのところだったのですよ。1ページの資料 No. - 2の「関わり方の整理」の中で、「再生計画（基本計画）」と「再生計画（事業計画）」というふうに分けていて、この扱いについては違っていますね、という質問を申し上げたのですね。設置要綱の中では一つにしているわけですね。

大西議長 事業計画という場合に、これこれの事業をやるという計画があり得るわけですね。具体的にそれぞれの事業をどうやっていくかというのは、次のステップですね。前者のほうは、再生計画の中に事業が列記されているのだけど優先順位をどうつけて今年度はこういう事業をやるというのが出てくるのだらうと思います。その段階では、まだ個別の事業をどう具体的に進めるのかということまでは書いてないかもしれない。それは一つ一つがそれぞれの担当のセクションで今の想定では委員会か何かをつくって意見を聞きながら進めていくのだらう。それが個別の事業ですよ。

本木 ですから、これは有権解釈にはならないのですが、私どもがマネジメントサイクルという考え方をここで了承すれば、それに基づいてこの設置要綱の第1条は解釈していくのだと、こういうことになるわけです。私はそういうふうに理解したのです。

大西議長 これは、集合として事業全体としてこういう仕組みでいこうということを述べているのですね。この枠組みはこういうふうにするべきだということでしょうね。

本木 そういうことをここで合意できれば、特に第1条の中でこの計画が分離するかどうかという議論は必要ないということになるらうかと思うのですが。

大西議長 例えば、第1条で「再生計画」と2行目にありますが、これは県のほうに確認したいのだけど、再生計画という場合は、基本計画と事業計画、両方を含むと考えていいのですか。

事務局 はい、そのとおりです。

大西議長　そうすると、再生計画に基本計画の部分と事業計画の部分と二段階あると。その両方を総称して再生計画とあって、それと個別の事業の具体的な計画とは違うということですか。県のほうではいかがですか。そういうことでいいのですね。

事務局　はい。

倉阪　個別の事業について、すべてがすべて三番瀬再生会議に戻さなければならないというようなルールを決めるのは、これはまた重過ぎると思うのです。ただ、大変重要な事業については、これは再生会議が一番初めに計画をこういう形でやりますよという事前説明を受けたときに、これは重要そうだから戻してくださいねと、そういうことを言える余地はちゃんと残しておかなければいけないということを主張したいのです。

具体的に言うと、実施事業等の報告を受けること。(3)のところですね。ここは、報告だけではなく、「報告を受け、必要に応じ意見を述べる」という形で入れておけば、あとは個別に判断すればいいということになるかと思えます。

大西議長　意見を述べるということについてはここで既に確認しているの、ただ報告を受けるだけ、黙って聞いているということはありません。「意見を述べる」というのを入れるということはさっき確認したわけですが、問題は、個別の事業の実施計画をつくったり、あるいはモニタリングしていくときのプロセスまで設置要綱で書くのかどうかということですね。

倉阪　そこは設置要綱で細かく切れるところではないと思います。ただ、重要なものについては、最後の報告をして、それについて決まったものはこれですと言われたときに意見を言うというのではなくて、最終的な各論の委員会の結論が出る前の段階で一たん戻すというようなプロセスも当然あり得るということ、ちゃんと県の方に認識してもらいたい。

大西議長　ちょっと整理すると、今のところは条例の要綱にも規定があって、再生・保全・利用事業、これは個別の事業を想定しているわけですが、その個別の事業については、円卓会議への事前説明を行うとともに、以下の配慮をしると言っている。一つ目が、県民及び特定非営利活動法人その他営利を目的としない団体との協働のあり方、専門家による監視及び調査の実施、漁業者の経験的知見の活用、三つ書いてあるわけです。だから、個別の事業については事前に説明して、そのあと専門家というのがきょう議論した評価委員会に実質的になりますから、そこが場合によっては監視したり調査したり実施する、あるいは専門家がそれぞれの事業委員会の中にできる可能性もある。そういう意味では、事前説明から始まるわけです。説明をすれば、それに対して意見を述べるのが当然だというのがきょうの議論ですから、そういうことは要綱には書いていないけれども設置要綱の中で補おうと。

蓮尾　先ほど会場から星野さんがおっしゃった意見の完全に繰り返しです。

今お話があったようなことが、2ページの「2 関わり方の整理」の「(2)再生計画(事業計画)の策定・実施」の三つ目。Bさんが先ほどおっしゃいましたのは、「(仮称)三番瀬再生会議は、知事から『個別の再生事業の検討委員会』を設置するための案について説明を受け、知事に対して意見を言う」と。中間のそういう細かいところを省略すれば精神が生きているのではないかというご意見でしたので、そのとおりだと思いますので、それで考え方をそこで確認して要綱に生かすということはいかがでしょう。

大西議長　いろいろこの点について意見が出て、きょうは事業計画そのものについて議論をし

ないということにしましたので、具体的にどういうことが議論になるのかイメージがわからないと思うのですね。そこで、時間も大分予定を過ぎていますので、こういうふうにしたらいと思います。

先ほど7点確認したことについては、県のほうでも異存がないということなので、修正する。今の点は、具体的には第2条の(2)と(3)、これは多少修正しますが、さらにその上で、個別の事業を具体的にどうやって進めていくのかということについて不安があるというご主張です。これについては、一応今回7点直した設置要綱で委員の方に再生会議に入ってもらって、再生会議の中で最初にこれを検討してもらおう。そこで設置要綱を修正……できないのかな。これはできないのですか。知事をお願いして、そこは修正してもらおうという条件付きにしたいと思います。

これ以上議論しても、時間ということよりも、むしろきょうの段階では事業の内容がはっきりしないのと、きょうの資料 No. - 2 はいわば集合的に事業を扱っているので、個別の事業の関係がまだイメージがわきにくいところがあると思いますので、今のような格好でここについては再生会議に委ねることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。多くの方が「再生会議に入ってくれ」と打診を受けるのではないかと思います、そのときにこの点は留保していただいて結構です。実際の会議で定めていただければいいと思います。

望月 基本的に異存はないのですが、そのときに資料 No. - 2 の位置づけがよくわからないのですね。要綱の例えば運用指針ですか、何でもいいのですが、やはり明確な位置づけをした文章として整理して出していきたいと思います。

大西議長 会議ができれば、会議が一人歩きしますから、会議が自らの役割を設置要綱に基づいて定めていくということになると思いますので、きょうの段階では、さっき言った7点に基づいて、「役割について」という資料 No. - 2 についても県のほうで修正してもらいますが、さらに今の点については、議論を後に残して、新しい再生会議の中で両方について役割についても必要な修正を施すというふうにしてもらいたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

倉阪さん、そういうことでいいですか。

倉阪 はい。

大西議長 では、いつ立ち上がるかちょっと不安な面もありますが、一応準備会議としては、一部積み残しましたけれども、さっきのようなまとめにしたいと思います。

それでは、皆さんから、今まで議論した以外について発言がありますか。

清野 一言お願いしたいのですが、漁業関係者の方に参加していただくのが今の段階で難しい状態にあるということは、私も大変残念に思っています。

今までの円卓会議の中で、漁業関係者の方が事業者なのか利害関係者なのか、そういう位置づけもあったと思いますが、私の海の調査の立場から言いますと、半分専門家に近いような形で海について知っていることをきちんとこの場に提供していただくということが、調査にとっては不可欠です。ですから、また県のほうでお願いに上がる際に、そういった立場も含めてぜひご依頼いただければと思います。実際に、円卓会議が終わった後に、アサリの調査のときにいろいろ相談に乗っていただきまして、まさに漁業者の方がいろいろ経験的に言っていた現象を、円卓会議の調査で数字にしたり、それをとらえることができ

ました。そういうことも含めてきちんと報告したいと思いますし、長期的にそういった点での貢献というのは不可欠だと思います。

なぜ参加されないかということは、私が去年伺った円卓会議に対するこだわりで私なりに解釈しますと、東京湾で漁業を続けるということが正式に認められたのは多分この半年ぐらいのことで、それまでは東京湾の奥では漁業をやめる方向で国策として動いてきたと思いますし、県のほうも、漁業者をお訪ねするときは、どちらかと言うと、漁業の存続よりも埋立による別の海の利用を考えていたと思います。それが知事さんが代わって、急に、海も残すし漁業もどうぞとなったときに、個人としても不信感というのはぬぐえないと思いますし、私がもしその立場だったら同じような気持ちになると思います。それは多分、漁業者以外の社会の人たちが東京湾で漁業をどう考えてきたかということの反映で、それを一度きちんとみんなで共有する必要があると思います。

ですから、三番瀬の勉強会をきちんとやったほうがいいのではないかと申し上げてきたのは、私自身が直接に埋立で漁業がどういうふうな圧迫されてきたかというのを聞いた中で、おそらく個人としても、人生の中で、いつ仕事を変えなきゃいけないかもしれないとか、仕事がなくなるかもしれないという切迫した 40 年間を送られてきた気持ちに非常に驚きました。だから、一県民として、一個人として漁業の状況を共有していく場をできたら設けていくべきだと思いますし、その共有なり、一端でもいいから理解ができれば、また漁業者の方との関係性も変わってくると思います。

ですから、もしもなかなか参加していただけないとしても、きちんと礼を尽くしていただきたいし、来られなくてもきちんと席はあるとか、そういう形でのお迎えの仕方もあると思いますので、お気持ちに参加してくださる時期が来たら参加してくださればいいと思うのですけれども。ぜひ、今申し上げたような趣旨で、一つの専門家としての一端も含めて参加いただけるようにご依頼してください。これはお願いです。

大西議長 気持ちは皆さん同じだと思います。ちょっと難しいのは、今回は参加依頼者という名簿になっているのですね。お願いしたという名簿で、メンバーは確定していないわけです。今度つくる再生会議はメンバーを確定していくことになりますので、依頼して「入らない」と言われるとメンバーでないということになるのですね。定員を空けておくことはもちろん可能ですが、そういう意味では運営の仕方としては難しい面もあるのかなと思います。そこは最終的には、我々は早期に再生会議を立ち上げてほしいということで、きょう 9 月、急遽会議を開いたわけです。我々の意向ははっきりしていますが、そこから先はちょっと不透明なところもある。

大野 これは日本だけじゃなくてアメリカでも問題になっています。これは紹介しますと、「いろいろな意見の対立を見ます。まだまだ先は長いと思います。いろいろな意見の対立を見ます。特に漁業管理の面では、それこそ 250 年の長い歴史を持つ漁業の人々との関係や法律があります。ですからチェサピーク湾の漁業の管理計画だけ例外ということで勝手にやれるわけではないので、その意味ではいろいろな方面との問題の微調整はずっと続いています。」今、チェサピーク湾の沿岸管理については成功しているのですね。でも、やはり漁業者との調整がすごい問題だと。これは『渚のマネジメント チェサピーク湾の沿岸管理システム』、D.A.C.キャロルというアメリカの人が書いたものです。

だから、もともと難しいんだよ。

大西議長 円卓会議の経験で、私は、これから三番瀬がどうあるべきかということについて、そんなに大きな隔たりがあるとは思っていないのですね。むしろこれまでのことについていろいろな問題がある、それをどう解決していくかということだろうということですね。では、準備会、皆さん大変ご苦労さまでした。

### 3. あいさつ

大西議長 最後に県のほうからご挨拶をいただいて、終わりにしたいと思います。

大槻副知事 活発なご議論をいただきましてありがとうございました。この2回にわたり出ました意見を十分参酌いたしまして、できるだけ早くご議論いただいた会議が立ち上がるように私どもも努力していきたいと思っております。いろいろな意味でこの三番瀬全体は注目されていますので、その辺を十分意識した県の対応もやっていきたいと思っておりますが、これまでご参加いただきました皆さんにも引き続きいろいろな面でのアドバイスをぜひお願いしたいと思います。

きょうは、どうもありがとうございました。

以上